

市原の古文書研究＊第1集

今関勘四郎 「井上鶴舞藩仮本宮御用留」

市原市文化財研究会

古文書学習会鶴舞藩御用留子トム

講師 秋葉 平先生

板倉 満、池田スミ江、池田智子、上田洋子、
高澤恒子、山岸弘明

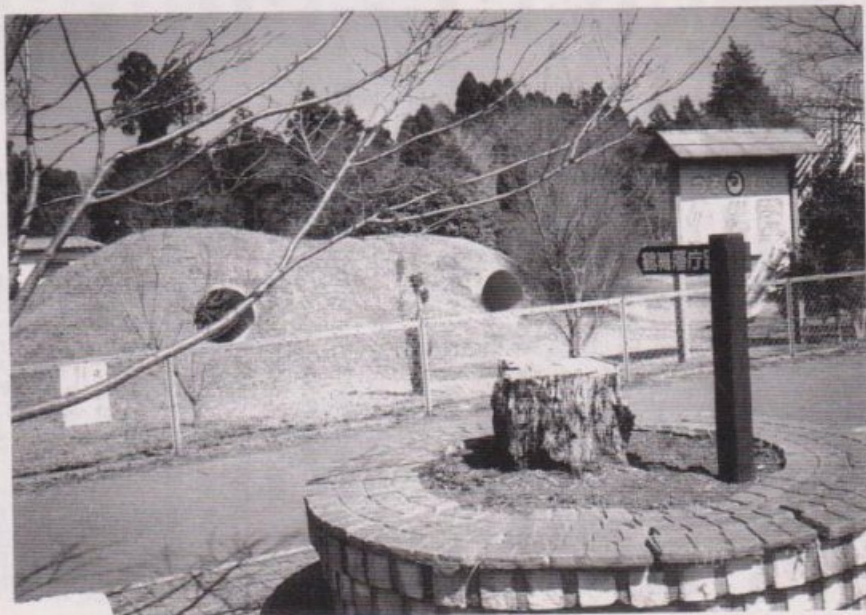
鶴舞城（藩庁跡）



鶴舞藩庁跡

鶴舞藩は明治元年（1868）、徳川家達の駿府移封に伴い遠州浜松藩6万石の譜代大名井上河内守正直の上総転封より成立しました。井上氏は4代正岑より6万石と江戸城雁之間詰の家柄となり初代正就から10代正直まで転封を繰り返しながら幕府の要職を歴任し、正直自身2度も老中に抜擢されています。正直は明治2年2月11日はじめて藩領長南宿に到着し、今関方を仮本営、浄徳寺を仮庁舎とし、三月12日には城地を求め原野桐木原の開墾に着手、翌3年4月に藩庁知事邸が完成し、藩名鶴舞藩が確定します。この間、明治2年6月の版籍奉還また明治4年7月に廃藩置県が行われ、長南での大名時代は5か月、鶴舞での藩知事時代は15か月でした。

市原市教育委員会





井上正直

天保八年十月浜松藩主井上正春の子として生まれる。幼名英之助。弘化四年二月十二日父正春が死去の後、四月二十二日家督を継ぎ、浜松藩六万石を襲封。嘉永二年九月一日、將軍家慶に初見。のち従五位下河内守に叙任され、雁の間詰、寄合となる。同六年六月初めて封地浜松に赴く。藩政では、土地開発や殖産興業政策を推進。また海防問題が深刻化するなかで、安政三年遠州灘警備のため米津浜砲台の築造に当たる。幕政においては、同五年十月九日奏者番、文久元年三月八日寺社奉行に昇進、翌二年七月二十一日朝鮮人來聘御用を兼任し、十月九日老中となる。同月二十四日従四位下、十二月二十八日侍從に叙任。翌三年二月十二日外国御用取扱となり、横浜鎖港問題などに当たる。元治元年七月八日外国御用を解任され、同月十二日には老中を罷免され寄合となる。ついで慶応元年十一月二十六日老中に再任。將軍家茂が長州再征のため大坂に入城するさい供奉し、このとき外国御用取扱に再任される。翌二年五月六日江戸に帰府。六月十九日勝手入用掛も兼帯するが、翌三年五月両掛を解任され、六月十七日再び老中も罷免される。戊辰戦争では、早くから勤王証書を提出し、同四年二月二十日浜松に帰藩して、征東軍を無事通過させる。その後、浜松藩管内の治安警固を新政

府より下命される。同年五月二十四日徳川家達の駿河・遠江への入封により、九月五日転封命令が下り、十月十七日上総国市原・山辺・埴生・長柄四郡内へ移封となる。十二月十五日城地を引渡し、領地警費用として米一千二百石と金一万八千兩を与えられることになる。翌明治二年正月二十七日浜松を立出し、二月十一日上総埴生郡長南矢貫村に到着。ここに仮庁舎を置き、市原郡石川村桐木原の原野を開発して新藩庁舎の建設にとりかかる。同年六月十九日版籍奉還により藩知事となる。翌三年四月新藩庁舎が完成して、矢貫村より藩庁を移転し、藩名を鶴舞と称する。鶴舞藩は、上総四郡で六万二千二百石余のほか、播磨の二郡（美雲・加東）で六千八百石余あり、実高は六万九千石余であった。藩政では養豚・林野開発・交通路の整備などの産業振興策を推進。また名主のなかから人格識見の優れた者を「敷教小助」という役に就任させて教化策を展開したり、孝行の表彰政策、種痘、貧民救済策を施行するなど、民政にも力を注いだ。さらに藩校克明館を設置して教育振興もはかっている。同四年七月十四日廢藩置県により藩知事を罷免された。正直は同十七年三月家督を譲って隠居し、同三十七年三月九日六十八歳で没する。

三百藩藩主人名事典

明治 1年 9月 井上河内守正直上総国へ転封

10"
11"
12"

明治 2年 1"

○ 長南

河内守長南着任

桐木原開拓陣屋作り始める

河内守東京へ

版籍奉還
長南着任

鶴舞藩知事任命

陣屋作り土木工事

13ヶ月

鶴舞陣屋完成移転

明治 3年 1"

○ 藩庁(長南)

2"
3"
4"
5"
6"
7"
8"
9"
10"
11"
12"

明治 4年 1"

○ 藩庁(鶴舞)

鹿藩置県

鶴舞県となる

井上正直東京へ移住

木更津県となる

2年10カ月の鶴舞藩一覧表 (小幡重康作)

大名時代(九か月)

鶴舞藩知事時代 (二十五か月)

鶴舞藩領知図

領 域
鶴舞城
長南仮庁



知行村数

郡名	村数
市原	108
埴生	48
長柄	42
山辺	8
計	206

○戸数 13,400戸
○人口 63,900人



本丸土塁



本丸水濠



主郭高台



昭和33年に建造された浜松城模擬天守

浜松城模擬天守



〇歴史〇

元亀元年（一五七〇）、徳川家康は三方ヶ原台地東南の地にある、曳馬城跡を中心として浜松城を築城した。同三年、家康は武田信玄の誘い出しに乗り、三方ヶ原に出陣したが大敗している。

家康は、浜松城を本拠として領土を拡大、織田信長に従って各地で戦うとともに、城の修築を数回行い、城下町の整備にも努めた。江戸時代には、浜松城主から幕閣の要職に就く者が多く、「出世城」と呼ばれている。

典型的な平山城で、西北高所に天守曲輪、その東側に本丸・二の丸を配し、東南に三の丸があった。天守曲輪は広大なものではないが不等辺四角形の天守台が設けられている。

静岡県

徳川譜代の出世城

浜松城

築城年／元亀元年（一五七〇）

築城主／徳川家康

所在地／静岡県浜松市元城町



明治16年迅速測図

一 公家門 1棟

今関家の門は、古来から「公家門」と呼びならわしている。その様式は、この地方に多くある長屋門とは異なり、棟門の両側に守衛の詰所を置き、さらに、その外側に潜戸を取りつけた型式である。檜材の支柱に切妻の屋根をのせ、軸部は縦6.3メートル、これに潜戸の両部分（現在は左側だけ残る）を合わせると、9.3メートルあまりの大きさになる。

現在、この門の建造年月日は不明であり、風化された棟札の判読はできないが、文化2年（1802）の護摩札が見うけられる。

屋号を棒仁と呼び、近郷に素封家として知られていた。この門も、奈良一乗院宮家から許されて建造したものと言われ、諸民生活に残された数少ない文化遺産である。

一 井上藩仮本営跡

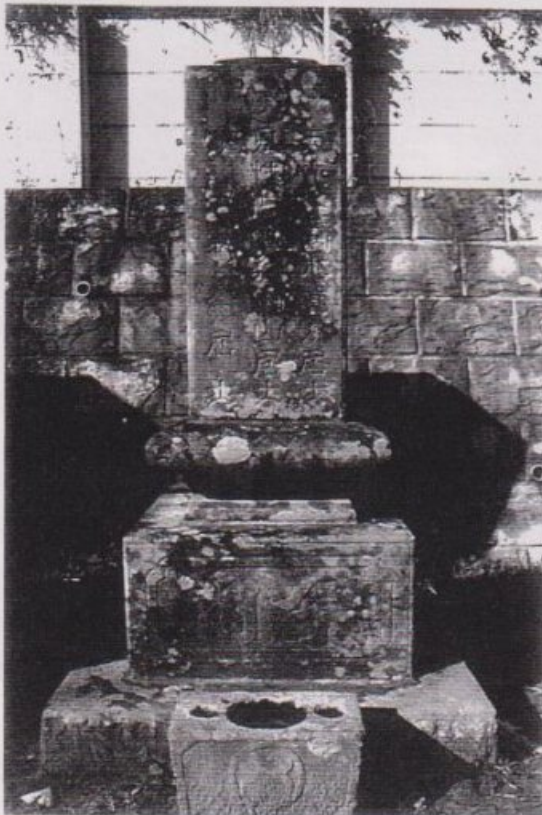
遠州（静岡県）浜松の城主であった井上河内守正直が、市原、山辺、埴生、長柄地方206か村、6万2千石で転封（国替）となり、明治2年（1869）2月11日より、鶴舞に移る翌3年4月21日までの1年2ヶ月間、今関家が井上藩の仮本営とされた。

当時の事は、「井上御殿様仮御本営并鶴舞表御引還後御用留」に詳細に記されている。その間、主家と新築した離れ家とが使用され、離れ家には、井上家の井桁紋の巴瓦を焼かせ、その瓦は今も一部残っている。

昭和55年10月

長南町教育委員会

今関勘四郎宅



天光院
見性院
家學
無龜翁
參銅山
居居士

明治三十一年九月五日
行年八十九歳
勘四郎

大正七年十二月建之

今関勘四郎の墓



今関勘四郎宅とその周辺

今関勘四郎 「井上鶴舞藩仮本宮御用留」

市原市文化財研究会

古文書学習会鶴舞藩御用留チーム

講師 秋葉 平先生

板倉 満、池田スミ江、池田智子、上田洋子、
高澤恒子、山岸弘明



鶴舞井上家系図

半右衛門清秀3男、母永田氏

初代正就

主計頭、横須賀5万2千石

- ①寛永5年8月10日没、52才、横須賀本源寺葬
- ②過去帳 欠落
- ③本納寺 忠源院殿隆昌日操大居士 (現存)

室 市川孫左衛門某女。正保5年1月4日没

②過去帳 昌桐院殿隆日 大姉

③本納寺 昌桐院殿隆日 大姉 (現存)

母 (清秀継室) 永田氏の女。元和4年8月2日没

②過去帳 法幸院殿日慶大姉

長男重成 母服部氏

太左衛門、旗本3千石、別家を興す

①正保3年5月9日没、丸山浄心寺葬

2男正友 母永田氏

権右衛門、別に家を興す。慶長17年10月2日没

②過去帳 見性院殿法吟居士

政重 清秀4男、母永田氏

筑後守、高岡1万3千石、別家を興す

①寛文元年2月27日没、77才、丸山浄心寺葬

②過去帳 玄高院殿幽山日性大居士

③染井靈園 玄高院殿幽山日性大居士 (現存)

室 太田新六郎重正女 延宝8年、83才

③浩妙寺 浩妙院殿法真日経大姉尊霊 (現存)

正就長男、母市川氏

2代正利

大学助、笠間5万石

- ①延宝3年11月8日没、70才、丸山浄心寺葬
- ②過去帳 欠落
- ③本納寺 正善院殿智源日利大居士 (現存)

室 鳥居士佐守成次の女。正保2年7月4日没

②過去帳 放光院殿日通大姉

③本納寺 放光院殿日通大姉 (現存 夫と合祀)

長女 母市川氏、松平伊豆守信綱室

2女 母市川氏、本多伊勢守忠利室

3女 母市川氏、久世三四郎広当室

4女 母市川氏、佐久間日向守安長室、のち九鬼式部少輔隆季室

5女 母市川氏、水野監物忠善室

②過去帳 浄種院殿明室巴静大姉、年月欠26日

6女 母市川氏、酒井山城守重澄室

正義 (正昭) 正就2男、母市川氏

旗本5千石、別に家を興す

7女 母市川氏、稲垣平三郎茂門室

②過去帳 昌光院殿。元禄2年8月3日歿

養女 近藤用義室

女子 明暦3年7月7日没

③本納寺 福壽院日浄大姉 (廢棄)

正利長男、母鳥居氏

3代正任

相模守、中務少輔、郡上5万石

- ①寛永7年生まれ、寛文9年襲、寛文9年致仕
- 延宝3年11月8日没、70才、丸山浄心寺葬
- ②過去帳 欠落
- ③本納寺 源正院殿了学日任大居士 (現存)

室 本多能登守忠義女、宝永元年7月12日没

②過去帳 春光院殿妙藏日真大姉

③本納寺 春光院殿妙藏日真大姉 (現存)

長女 母鳥居氏

2女於大 母鳥居氏、植村右衛門佐家貞室。万治2年2月21日没

②過去帳 光照院殿耀 日放大姉

③本納寺 光照院殿耀 日放大姉 (廢棄)

2男 母某氏。主税助

3男 母某氏。兵部。寛永15年12月28日没

②過去帳 光月耀種

4男 母某氏。五郎。寛永13年4月16日没

③本納寺 真珠院殿幽光居士 (廢棄)

5男正信 母鳥居氏。貞享元年没、丸山浄心寺葬

旗本2千石。別に家を興し絶家

3女 母鳥居氏、青山大藏少輔幸実室

4女 母某氏、森川出羽守重信室。元禄3年8月12日没

②過去帳 実相院殿

5女 母某氏、小出伊勢守英利室

6男正興 母某氏

女子 寛文7年5月7日没

③本納寺 通玄院殿日浄大姉 (廢棄)

- ①寛政譜、家系大成
- ②井上家過去帳 (一部)
- ③墓碑

正任2男、母本多氏

4代正峯

大和守、河内守、龜山、下館、笠間6万石

①承応2年生、元禄6年襲

享保7年5月17日没、70才、丸山浄心寺葬

②過去帳欠落

③本納寺常州笠間城主前執政從四位下侍從兼河内守源姓井上正峯之墓(廢棄)

室松平左京大夫頼純女、享保12年1月25日没

③本納寺清涼院殿月照日源大姉(廢棄)

長男正森(岳雲) 母本多氏、出雲守

①承応元年生、元禄2年嫡辭

正徳4年9月28日没、63才

②過去帳性学院殿休山日栄大居士

③本納寺性学院殿休山日栄大居士(現存)

3男正長 母本多氏

遠江守、下妻1万石、別に家を興す。

①承応3年生、享保5年12月4日没、67才、丸山浄心寺葬

②本義院殿正長日休大居士

4男、母某氏、庄左衛門、宝永9年5月29日没

八木又左衛門某家養子

②過去帳惠林院殿定栄日到居士

長女 母本多氏、金森飛驒守頼業室

2女 母本多氏

5男重英 母本多氏、酒井権兵衛重知養子

6男正照 母本多氏、延宝9年3月12日

②過去帳真珠院殿幽光居士

③本納寺真珠院殿幽光居士(廢棄)

3女 母本多氏、松平伊豆守信輝室

7男 母某氏

3女 母某氏、丹羽和泉守氏音室、享保20年1月2日没

②過去帳考養院

酒井重英長男、正峯養子、母小出氏

5代正之

摂津守、河内守、笠間6万石

①元禄9年生、宝永元年養子、享保7年襲

元文2年9月17日没、42才、丸山浄心寺葬

②過去帳欠落

③本納寺耕雲院殿顯明日耀大居士之墓(廢棄)

室本多山城守忠次女、享保16年8月20日没

②過去帳自俊院殿妙桂日仁大姉

③本納寺自俊院殿妙桂日仁大姉(廢棄)

側室(正経生母)稱某氏、寛延2年10月20日没

③本納寺慈昌院殿真岳春光大姉(廢棄)

正富 井上正晴長男、正峯養子、母植村氏

士佐守

①元禄2年生、13年養子、宝永元年離縁

女子 井上正幸女、正峯養女、松平信濃守康房

室、のち本多淡路守忠貞室

正之長男、母稱某氏

6代正経

河内守、大和守、磐城平、大阪城代、浜松6万石

①享保10年生、元文2年襲

明和3年5月29日没、42才、丸山浄心寺葬

②過去帳保光院殿從四位下侍從善得登龍日門大居士

③本納寺遠州浜松城主從四位下侍從兼大和守源姓井上正経之墓、諡保光院殿善得登龍日門大居士(廢棄)

室仙石信濃守政房女、明和5年6月14日没

③本納寺保春院殿妙山日登大姉(廢棄)

側室銀之助正方生母、宝曆14年3月2日没

③本納寺修成院殿妙空日證大姉(廢棄)

女子 正之長女、母某氏、十井大炊頭利延室

女子 正之2女、母某氏、森和泉守忠洪室、宝曆4年

5月13日没

②過去帳慧林院殿清隆妙涼大姉

正就是秀忠に仕えて元和元年一万石となり、同八年遠江横須賀五万二千五百石へ転じた。正利は寛永五年分知して四万七千五百石となり、正保二年常陸笠間五万石に移封された。正任は元禄五年美濃郡上へ移され、翌六年正峯は分知して四万七千石となった。同十年丹波亀山に、ついで同十五年下館五万石に移され、さらに笠間に転じた。正峯は老中として功績があり、享保三年六万石に増された。正経の代、延享四年陸奥磐城平に転封され、宝暦六年大坂城代になった際、上方に領地を移され、同八年遠江浜松に転ぜられた。以後文化十四年棚倉、天保七年館林を経て弘化二年浜松に移された。正直は二度老中を勤め外国との交渉等に当たったが、明治元年徳川家の入封によって上総鶴舞へ移封された。

正經2男、母仙石氏

7代正定

河内守、浜松6万石

①宝曆4年生、明和3年襲

天明6年3月16日没、33才、丸山淨心寺葬

②過去帳 善隆院殿義勇日詠大居士

③本納寺 善隆院殿義勇日詠大居士之墓 (廃棄)

室 松平忠恒女、安永4年7月6日没

③本納寺 知法院殿妙觀日持大姉 (廃棄)

繼室 土岐美濃守定経女、天明5年8月20日没

②過去帳 真靜院殿妙普日觀大姉

③本納寺 真靜院殿妙普日觀大姉 (廃棄)

側室 (正甫生母) 桜井氏、天明6年閏10月5日没

②過去帳 信解院殿妙顔日容大姉

③本納寺 信解院殿妙顔日容大姉 (廃棄)

2男正方経 母某氏、明和3年4月18日没

③本納寺 円淨院殿顯理日達居士 (廃棄)

2男正吉 母某氏

井上遠江守正意養子

女子 本多和泉守忠強の女、養女、大岡兵庫頭忠

喜室

長女、母某氏、松平伊豆守信明室

正定長男、母桜井氏

8代正甫

河内守、棚倉6万石

①安永7年生、天明6年承、文政3年隱

安政5年2月26日没、丸山淨心寺葬

②過去帳 安住院殿越海日久大居士

③本納寺 安住院殿越海日久大居士之墓 (廃棄)

室 真田幸弘女、峯姫

安永6年生、寛政12年1月5日没

②過去帳 心蓮院殿妙経日円大姉

③本納寺 心蓮院殿妙経日円大姉 (廃棄)

繼室 松平武寛女、弘化3年10月14日没

②過去帳 欠落

③本納寺 蓮如院殿日顯大姉 (廃棄)

側室 (正春生母)。文久3年3月18日没

③本納寺 端蓮院殿浄光日如大姉 (廃棄)

側室。天保6年10月16日没

③本納寺 蓮操院清查日開大姉 (廃棄)

正甫4男、母某氏

9代正春

河内守、館林、浜松6万石

①文化3年生、文政3年承

弘化4年2月12日没

②過去帳 泰院殿從五位下侍從俊徳良温日義大居士

③本納寺 遠州浜松城主從四位下侍從兼河内守源姓井上

正春之墓、諡日泰院殿俊徳良温日義大居士 (廃棄)

室於昌 (於シゲ) 上田松平忠孝養女、秋田孝季女

明治4年1月8日没

②過去帳 欠落

③本納寺 泰壽院殿妙貞日良大姉 (廃棄)

正民 下妻井上正意養子

②威光院殿徳勇日明大居士、文政11年3月4日

直 真田幸専養女、真田幸貫室

友子 松前章広養女、高井清章室

正兼 下妻井上正信養子

墨 下妻井上正民養女、下妻井上正健室

②過去帳 修善院殿妙行日成大姉

利善 刈谷井利祐養子

4男相井乙次郎、天保2年4月21日歿

②過去帳 淨珠院殿法蓮日顯居士

女子 岡野大学頭室

②過去帳 觀徳院殿門室貞鏡大姉

賤 明治18年11月21日没

②過去帳 至操院殿妙静日瑤大姉

③本納寺 至操院殿妙静日瑤大姉 (廃棄)

③本納寺 合祀碑 (廃棄 月日省略)

造酒 真如院殿妙性日香童女

□ 順性院殿妙清日澄童女

充 芳林院殿妙雲日曉大童女

智世 靈岳院殿妙涼日住大童女

親 不増院殿不減日然大童女

滋姫 容顔院殿妙深日滋大童女

政姫 微妙院殿妙浄日身大姉

小一郎 覚明院殿惟光日修大童子

浜五郎 女修院殿田明日超大童子

武丸 玉泉院殿採蓮日遊大童子

千之助 蓮妙院殿端華日鮮大童子

秀丸 光明院殿惠照日等大童子

*印 過去帳にもある

文化10年
文化13年
文化13年
天保5年
天保5年
天保5年
文政5年
文政5年
文政5年
文政13年
天保2年
天保3年

正春長男

10代 正直

河内守、浜松、鶴舞6万石。老中

①天保4年生、弘化4年承、明治17年隱

明治34年3月9日没、68才。染井靈園葬

②過去帳 欠落

③染井靈園 正三位井上正直之墓 (現存)

室芳 上田松平忠固女。明治8年1月20日没

②過去帳 欠落

③染井靈園?

継室行 安中板倉勝殿女。明治29年10月没

②過去帳 得乘院殿妙智日行大姉

③浩妙寺 得乘院殿。埋葬、明治43年7月移葬

染井靈園 得乘院殿妙智日行大姉 (現存)

愛 山方水野忠精室

松 小幡松平忠恕室 (離婚) 明治20年1月29日

歿

②過去帳 真月院殿妙讚日詠大姉

③本納寺 真月院殿妙讚日詠大姉 (廃棄)

正信 下妻井上正誠養子

嘉代 下妻井上正健養女、脇坂安斐室

正直男

11代 正英

子爵

①明治9年生、17年承、明治39年2月28日没

②過去帳 正四位井上正英之命

③染井靈園 從四位子爵井上正英之墓 (現存)

室清子 山形水野忠精女

①明治17年生、後水野方復籍

正詮 明治12年生。別に家を興す

孝子 12代正義室 (後出)

長男口之助 文久4年1月3日没

②過去帳 賢秀院殿権緑日高大童子

耀智 明治5年10月4日歿

②過去帳 耀智院殿英勇日持水子 (廃棄)

梶? 明治11年6月12日没

②過去帳 信受院殿正徳日梶?大童子

2女行姫 明治元年12月21日歿

②過去帳 玉受院殿妙娘日見大童女

3女昌姫 明治4年6月13日歿

②過去帳 清香院殿妙花日栄大童女

③藻原寺 清香院殿妙花日栄大童女 (現存)

浜姫 明治2年4月27日歿

②過去帳 受法院殿妙幻日心大童女

③藻原寺 受法院殿妙幻日心大童女 (現存)

8男直生 明治21年5月27日歿

②過去帳 直生権郎子命

③染井靈園 從四位子爵井上正直朝8男井上直

生権郎子之墓 (現存)

正英男

12代 正義

子爵

①明治9年生、17年承、昭和20年3月5日没

②過去帳 静妙院殿正義日見居士

③染井靈園 子爵井上正義、井上孝子、井上綾子之墓 (現存)

室孝子 正直5女

①明治17年生、昭和20年5月1日没

②過去帳 静華院殿妙義日孝大姉

③染井靈園 同上に合祀 (現存)

13代 正徳

子爵

①明治41年生、昭和18年承、平成2年7月18日没

②過去帳 欠落

③染井靈園 合祀

室暎子 岡崎誘三女、大正7年生

正寛 明治40年生、別に家を興す

綾子 明治43年生、松本礼治室。染井靈園 (前出)

正壽 大正元年生、別に家を興す

正庸 大正6年生。昭和25年4月4日歿

14代 正世 現当主

①昭和23年生

明治元年（一八六八）七月、徳川慶喜に代わって徳川宗家を継承した田安亀之助（徳川家達）の所領が、駿河一円、遠江、陸奥（三河に変更）のうち七十万石と決まり、旧領を徳川宗家に引き渡すことになった七大名に房総旧旗本、幕府直轄領への玉突き移封が命じられた。

譜代名門の一つで代々幕府の要職を勤めた浜松井上藩は、藩主正直が幕末期二度に渡って老中を勤め、明治維新の戦いは早々と天皇に恭順、新政府に協力していた。浜松藩の国替え先は市原郡、埴生郡、長柄郡、山辺郡の一部と旧領播磨国に残った二郡を併せた六万九千石であったが通達の遅れもあって不満も大きく、同時に転封の決まった諸侯と歩調をあわせて抵抗したので、新政府は十二月十四日、玄米千二百石、一万八千両を三年間下賜することで朝命の実施を督促した。

今回テーマとなった今関勘四郎「井上御殿様仮御本営中井二鶴舞表御引遷後御用留」はその翌々十二月十六日、藩の兵隊組隊長吉野三右衛門が前任の安房上総知事柴山文平と支配地を引き継ぎ、埴生郡矢貫村（現長南町）の勘四郎宅に宿泊したことから書き始めている。即日勘四郎宅が仮本営と決まり普請が開始される。文中上様と尊称される藩主正直の赴任は翌二年二月十一日で、十七日には御前様（正室）、泰壽院様（先代未亡人）が到着、ほかに御休息様（先代妹賤か）、子女の昌姫、浜姫、御別房様（側室か）と家族、付属する用人、小納戸などの近侍藩士、女中などが鶴舞城（藩庁舎）に移転する明治三年四月二十一日までのおよそ十四か月間、今関家とそこに急造された仮役所に居住した。勘四郎の御用留は仮本営を勤めた期間とその後、明治四年七月の廃藩置県、八月十三日の藩主一家の東京移住後も続き同年の十二月九日で終わっている。旧藩主の

将来を心配して一万両の田所購入を勧めるくだりも面白い。おそらく実現することはなかつたろう。江戸地廻り有数の分限者である勘四郎の優れた才覚と生活基盤を失いつつあつた藩主やその側近たちとのやりとりも激動の時代を探る貴重な資料として興味深い。実は今関家のこの資料は新しい発見ではない。これまでに勘四郎の御子孫が研究者の方々の閲覧に応じられ、一部が「市原市史」に引用されるなど早くから資料価値が認められていた。しかし、翻刻されることはなく、全文解説を期待する方も多いということであつた。

私たち市原市文化財研究会古文書学習会は秋葉平先生を講師に市の八幡公民館で毎月一回勉強会を開いている。平成十四年二月、たまたま入手した御用留写しの巻頭部分を教材にしたところ、続けて解説したいという声が出た。そこで有志七名が特別チームを編成し、講師先生御指導のもとそれぞれの解説を持ち寄って詳細に検討した。

御用留は達筆でクセもあり、解説に苦労する部分もあつた。発表は読み下し文とし、難解な漢字や送りがない、句読点などの用字用語は現在日常的に使われる程度に心掛けた。誤記や現在用いられない言葉は初出をカッコ内に正し、以降は正した文字を使った。会では背景や意味も検討したが紙面の都合で解説は見合わせた。慌ただしく成立し、幻のように消え去つた鶴舞藩。本書が幕末、維新期の郷土史を研究する方々の一助になれば幸いである。

末筆ながら教材とさせていただいた御用留所有者の今関久枝様に改めてお礼を申し上げます。

平成十五年一月 日

(事務局)

明治元年辰戌月日

井上御殿様仮御本宮中 重為彦奉引遷御用留

仮御本宮

今関勘四郎

表紙

明治元年(年)十二月日

井上御殿様仮御本宮中ならびに

鶴舞表御引き遷(移)り後御用留

仮御本宮御宿 今関勘四郎

明治元年(戊辰)一八六八年)

一明治元年(年)十二月十六日、柴山文平様宮谷へ御引き移り、井上河内(守)様へ御引き渡しに相成り申し候。これにより十二月十六日井上様兵隊組隊長吉野三右衛門様、鈴木与治右衛門様、上田幸蔵様はじめ二十三人御着、御宿仕り候、しかるところ勘四郎宅仮御本宮に相成り候につき、右組衆十二月晦日夕刻、村内運照院方へ御引き移りなされ候。

明治二年(己巳)一八六九年)

一同二巴年初正月より御普請奉行塩谷勘兵衛様はじめ御組下役人、御重役奥山三右衛門様そのほか重役御方々追々御検分これあり。正月二十六日夜に入り、御普請奉行御手付大工頭伊藤龜三郎殿、茂原村大工三人召し連れ御普請場見積り致し、いよいよ来る二十八日より御普請御取り掛かりの御達しこれあり候。二十八日より

明治元年 三月十六日、柴山文平様宮谷より還り、井上河内様御宿に相成り候。三月十六日、井上様兵隊組隊長吉野三右衛門様、鈴木幸蔵様、上田幸蔵様御宿より、柴山文平様御宿に相成り候。三月晦日、御普請奉行御手付大工頭伊藤龜三郎殿、茂原村大工三人召し連れ御普請場見積り致し、いよいよ来る二十八日より御普請御取り掛かりの御達しこれあり候。二十八日より

二月二十一日、初正月より御普請奉行塩谷勘兵衛様御宿に相成り候。三月十六日、柴山文平様御宿に相成り候。三月十六日、井上様兵隊組隊長吉野三右衛門様、鈴木幸蔵様、上田幸蔵様御宿より、柴山文平様御宿に相成り候。三月晦日、御普請奉行御手付大工頭伊藤龜三郎殿、茂原村大工三人召し連れ御普請場見積り致し、いよいよ来る二十八日より御普請御取り掛かりの御達しこれあり候。二十八日より

三月十六日、柴山文平様御宿に相成り候。三月十六日、井上様兵隊組隊長吉野三右衛門様、鈴木幸蔵様、上田幸蔵様御宿より、柴山文平様御宿に相成り候。三月晦日、御普請奉行御手付大工頭伊藤龜三郎殿、茂原村大工三人召し連れ御普請場見積り致し、いよいよ来る二十八日より御普請御取り掛かりの御達しこれあり候。二十八日より

為事御下上より九二様へ奉り申上候事、先づ御座候人の色も
多々有之候事、且日九二様へ申上候事、先づ御座候人の色も
多々有之候事、且日九二様へ申上候事、先づ御座候人の色も
多々有之候事、且日九二様へ申上候事、先づ御座候人の色も
多々有之候事、且日九二様へ申上候事、先づ御座候人の色も

一 同二月十日、上様御着の御沙汰に付き御勘定御奉
行永田十藏様、神崎平五郎様御懇意につき、御兩人様より御
頼み入り下され、社寺御役人鈴木半之丞様御手引にて千田村
境まで麻上下(かみしも)にて御出迎えに罷り出、御旅館勘
四郎と書記し候手札御籠脇御役人へ差し上げ、それより駆け
抜け、御侍(徒)士先右へ少し寄り御案内申し上げ奉り、御
門前にて右へ平伏下座仕り、滞りなく御入着に相成り申し候。

一 同二月十三日、鶴舞表御検分に入らせられ、内田郷石川村七
郎兵衛方へ御一泊、翌十四日御帰營遊ばされ候、その節郡村
御奉行志賀宇右衛門様御供にて御玄関に出、ここにて立たさ
れ候につき、上様御入着、御恐悦、御鮮魚御献上仕りたき段、
御勘定神崎平五郎様へ相願い、御同人様より志賀宇右衛門様
へ御申し入れ下され候ところ、御同人へ、御目通りの上仰せ
聞かされ候には御小納戸衆へ申し入れおき候間、御台所より
早々差し上げべき旨仰せ聞かされ、ありがたく御請け仕り、
大鯛一枚、大たこ一枚、首尾よく献上奉り候。

一 同二月十七日、御前様、大(泰)壽院様ならびに御休息様御
入着につき先般通り

一 同二月十七日、御前様、大(泰)壽院様ならびに御休息様御
入着につき先般通り

方圓村儀より御出立以江礼儀上り侍立居申度き御出立
御出立
御出立

上様御儀より御出立且御旅館御出立候儀
御出立

同去冬御出立御出立
御出立

御出立御出立
御出立

御出立御出立
御出立

御出立御出立
御出立

御出立御出立
御出立

御出立御出立
御出立

御出立御出立
御出立

御出立御出立
御出立

千田村境まで御出迎え仕り、手札差し上げ、御侍士先へ相立
ち、麻上下にて御案内仕り御門前にて右へ平伏下座仕り、滞
りなく御入着遊ばされ候。

一上様御入着、御恐悦かつ御旅館御出せ付けられ、冥加至極あり
がたき仕合わせに存じ奉り候。右御礼のため御支配郡村御役
人衆中へ御菓子ならびに御目録差し上げ申し候。御奉行浅村
様、同志賀様ならびに御代官大谷様そのほか三人、これまで
御菓子上げる、御同心六人、社寺御掛り鈴木様そのほか三人、
御目録差し上げ相勤め申し候。目録ならびに御菓子代りめめ
高四兩一分と八百七十二文入用。

一上様御儀、二月中御城地御見立御検分、坂本村内、中谷、利
根、里谷、板ヶ谷通り処々御検分これあり、長南小松山通り
宿へ御掛り御帰營に相成る。しかしながら御用地に相成り申
さず、いよいよ鶴舞表御城地、御決定に相成り候こと。

一巳の二月十九日、郡村御手代役人清水勝右衛門様へ願ひ出、
御前様方へ御急ぎ献上奉りたき段申し上げ候ところ、御聞き
済みの上、御手代高野清吉様御使者として御同伴下され御広
敷役人へ申し上げ、奥御用人大橋広太様へ御覧に入れ首尾よ
く献上奉り候。

一同四月十六日、上様東京へ御出立遊ばされ候。
一同四月二十七日、御三才に相成り候浜姫君様御病死遊ばされ
候、同五月十七日御出棺、茂原村寺へ相納り候につき、御伺
いの上麻上下にて千田村境まで御見送り仕り候。

一同七月十六日、上様東京より御帰營遊ばされ候。
一上様御儀、折々鶴舞表三途台御役所へ御出馬これあり候。同

西條所 長南宿浄徳寺より後へと新道切開き
ありて之

一 同十月十日 長南宿浄徳寺札場より鶴舞表への新道切り開き御用
下掛り、最初、同所内町喜八郎隠居喜惣治へ仰せ付けられ候
ところ、同人一人にては行き届きかねる御見込みの御様子に
て、手前ならびに伝次郎、弥七三人、別段牧民局御役所へ指
し立て候に相成り、御代官一等村崎様より喜惣治同様切り開
き御用掛り仰せ渡され、かつなるだけ取り急ぎ出来致し候よ
う、取り計らい致すべき旨申し渡され候。そのほか名主平蔵、
同小八、村役人一同代わり代わり出勤仕り候。御役人御用掛
り諸星利兵衛様御出張日に御立ち会い御相談申し上げ候。

一 同十月十四日夜午(丑)の中刻、仮御本営裏通り山崩れ、御
台所まで大岩押し入り裏柱一本折れる。近來これなき大びや
く、一同驚き上様より仰せ出され候には、山崩れ跡、又々立
木、大松、落ちまじきにもあらず、明けて勘四郎一同、検分
致し言上これあるべき旨に付き、役人御兩人、手前御用の向
きにて右の御沙汰よって場所へ立会い、いささかも御心配こ
れなき旨申し上げ、役人御引き取り成され候。翌十五日より
村人足ならびに土方ども相頼み、その上郷人足日々相頼み、
坂本村上残らず、元宿、西谷、長南、七町、二十五日まで
残らず取り片付け、御工作方、御奉行狩野様、折々御検分こ
れあり候。右につき御小納戸頭取様より金五百足御目録、上
様より下しおかれありがたく頂戴仕り候。なおまた、工作方
より人足一同へ酒代五百文ずつ下され候。もともと土方なら
びに家内人足相除き

一 同十月十日 長南宿浄徳寺札場より鶴舞表への新道切り開き御用
下掛り、最初、同所内町喜八郎隠居喜惣治へ仰せ付けられ候
ところ、同人一人にては行き届きかねる御見込みの御様子に
て、手前ならびに伝次郎、弥七三人、別段牧民局御役所へ指
し立て候に相成り、御代官一等村崎様より喜惣治同様切り開
き御用掛り仰せ渡され、かつなるだけ取り急ぎ出来致し候よ
う、取り計らい致すべき旨申し渡され候。そのほか名主平蔵、
同小八、村役人一同代わり代わり出勤仕り候。御役人御用掛
り諸星利兵衛様御出張日に御立ち会い御相談申し上げ候。

一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候
 一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候
 一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候
 一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候

一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候
 一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候
 一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候
 一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候

一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候
 一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候
 一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候
 一 同日正月朔、左京東山寺に於て御座り候

人数百八十人余り、同十一月朔日、金七兩三分一朱と三百七
 十二文下され、ほかに蔵米二俵は勘四郎へ下しおかれ候よし、
 工作方役人、大山半十郎様飯御宅にて金子受け取り申し候。
 もっとも内町紙屋伊右衛門裏役所、手前遅刻に相成り、故に
 御引き上げに付き、御宅へ罷り出候。御米は喜八郎御蔵にて
 受け取り申し候。右米手前存じ寄りをもって人足一同へ残ら
 ず割り渡し申し候。

一同十二月九日、奥御用人大橋広太様へ御伺い済みのうえ、手
 前、元宿伝次郎兩人にて、御前様へ寒中御機嫌御伺いとして
 鴨一組、代金一両にて相求め献上奉り候。その後御挨拶とし
 て兩人へ金二百足ずつ下し置かれありがたく頂戴仕り候。
 一同十二月二十八日、御台所へ餅搗き諸道具御貸し申し上げ候
 ところ、御挨拶として金二百足下し置かれありがたく頂戴仕
 り候。

一同十二月二十八日、浜松表御定例とありて来る正月松飾り遊
 ばされ候に付き、勘四郎へ飾り松、繩、竹そのほか御用仰せ
 付けられ首尾よく飾りたて相済み申し候。御用掛り吉村源治
 様、御目録、諸掛り入用金一兩三分三朱と錢十三文御下げ下
 し置かれありがたく頂戴仕り候。
 一同十二月晦日未の中刻、会計執事、御役所より御用の趣、御
 達しにつき長南宿

内町紙屋伊右衛門裏仮役所へ罷り出候ところ、御蔵米四斗二
升入りにて五俵下し置かれ候旨、御蔵所喜八郎方御蔵にて相
渡しに相成り申し候。この儀は別段、趣意も仰せこれなく候
えども、当二月以来仮御本宮相勤め候御挨拶に下し置かれ候
ことと存じ上げ奉り、ありがたく頂戴仕り候。

同日申の上刻、會計役所より帰宅仕り候ところ、先刻、御小
納戸御役所より御用の趣にござ候、これより取敢えず御用御
伺いに罷り出候ところ、永々仮御本宮相勤め定めて迷惑の段
察し入り、よっては上様より出格の思し召しをもって御紋付
き麻上下下し置かれ候旨、ありがたく拝領仕り候。

明治三年（庚午）一八七〇年

一 明治三庚午年正月三日、去る巳の十二月晦日麻上下ならびに
御米頂戴仕り候、御礼として御家従様、御役人、御用人佐野
とおる様、春日千蔵様、寺田弥市左衛門様、奥御用人大橋広
太様、ならびに御小納戸頭取三坂斜様、宮本蒙平様、岩淵雪
様、牧野八五郎様へ御礼廻動仕り候、御用人衆へ、池田伊丹
一升ならびに上醬油一升ずつ切手にて差し上げ候、御小納戸
衆へも右同断。

一同正月五日、牧民局へ敷（ほ）教小助、名主平蔵をもって、
旧冬十二月晦日御紋付き麻上下拝領ならびに御蔵米五俵頂戴
仕り候段、申し上げ候ところ書面をもって申し上げ候よう仰
せ聞かされ候に付き、書面をもって御届け申し上げ奉り候。
しかるところ当日御支配所村役人残らず御年始恐悦、御祝儀
局御役所へ申し上げ候につき、勘四郎にも御年始、御祝儀申
し上げ候よう御達し

一 明治三年正月三日、去る巳の十二月晦日麻上下ならびに
御家従様の御役人佐野臨候より千蔵様より白邊着の御
奥御用人佐野千蔵様御礼と申す御礼に御礼と申す御礼と
岩淵雪様御礼と申す御礼と申す御礼と申す御礼と申す御礼と
池田伊丹一升ならびに上醬油一升ずつ切手にて差し上げ候、御小納戸
衆へも右同断。

一同正月五日、牧民局へ敷（ほ）教小助、名主平蔵をもって、
旧冬十二月晦日御紋付き麻上下拝領ならびに御蔵米五俵頂戴
仕り候段、申し上げ候ところ書面をもって申し上げ候よう仰
せ聞かされ候に付き、書面をもって御届け申し上げ奉り候。
しかるところ当日御支配所村役人残らず御年始恐悦、御祝儀
局御役所へ申し上げ候につき、勘四郎にも御年始、御祝儀申
し上げ候よう御達し

手洋儀と稱するもの程多し其は上より下の儀は政廳
御役人の御儀は御役所より御儀は御役所より御儀は
御役所より御儀は御役所より御儀は御役所より御儀は

同日四月十八日、上様御儀、いよいよ来る二十一日鶴舞表御本

御出来に付き、御引き移りの御沙汰につき、御恐悦、御祝

儀として御急ぎ献上奉りたき段、御支配局役所へ書付けをも

つて出願仕り候ところ、当役所は春までとは相違いたし、只

今にては天朝の役所と相成り候うえは昨年以來とは違い当役

所より使者相添え候儀、不都合にこれあり候間、出願書付け

相返し候由、仰せ聞かされ御もつとも存じ奉り候。早速立

ち帰り、御小納戸頭取三板様へ御伺い願ひ上げ候ところ、早

速御聞き済みに相成り、鮮魚大鯛二枚、恐れながら献上奉り

候。中鯛一枚御前様へ献上奉り、中鯛一枚御休息様へ呈上仕

り候。

同日十九日、御表御役女三人へは小菊紙三帖ずつ差し上げ、御

女中同人へは上の半紙二帖ずつ差し上げ、御台所女中二人へ

は目録一朱差し上げ、御休息様方御役女一人へ小菊三帖、女

中二人へは上の半紙二帖ずつ差し上げ候。御小使八人へ二百

文ずつ、めめて一貫六百文遣わし候。

同日、御小納戸頭取衆より御達しこれあり候には、明二十日

午の申刻、上様御目見え仰せ付けらるること、承伏奉り相

下がり申し候。

同日二十日未の申刻、御目見え仰せ付けられ、上様西の隅、奥

御間中柱あたりへ

同日十九日、御表御役女三人へは小菊紙三帖ずつ差し上げ、御

女中同人へは上の半紙二帖ずつ差し上げ、御台所女中二人へ

は目録一朱差し上げ、御休息様方御役女一人へ小菊三帖、女

中二人へは上の半紙二帖ずつ差し上げ候。御小使八人へ二百

文ずつ、めめて一貫六百文遣わし候。

同日、御小納戸頭取衆より御達しこれあり候には、明二十日

午の申刻、上様御目見え仰せ付けらるること、承伏奉り相

下がり申し候。

同日二十日未の申刻、御目見え仰せ付けられ、上様西の隅、奥

御間中柱あたりへ

同日十九日、御表御役女三人へは小菊紙三帖ずつ差し上げ、御

女中同人へは上の半紙二帖ずつ差し上げ、御台所女中二人へ

御座遊ばされ、御次の十五帖御間、南の方へ寄り、敷居外
 際へ御用人佐野とおる様御控え成され、手前儀は拝領の麻上
 下にて御小納戸役所より岩瀨雪様御案内、御広敷御役所より
 御手引き下され、十五帖御間、東の方敷居内際へ、恐れなが
 ら上様へ向き岩瀨様同席にて平伏仕り候。上様御直の御意仰
 せられ候には、永々の飯宮万端差し支えなく相勤め満足に存
 ずる、この品軽微ながら遣わすとの御意をこうむり、すなわ
 ち拝領物、御しつけ付き御紋服、小袖一枚拝領ならびに安政
 黄(大)判目方三十匁一枚、御直筆の御歌御短冊一枚頂戴仕
 り、恐れながら御礼申し上げ奉り、それより岩瀨様一同、御
 次の間へ下がり候ところ、御用人佐野とおる様、別段仰せ渡
 され候には、上様にても厚き御縁と思し召し遊ばされ、そこ
 もとは勿論、子孫までも御用、御小納戸頭取衆まで相伺い申
 すべく、このたびの儀、そこもとの記録に留めおきしかるべ
 き旨仰せ聞かされ候、誠に冥加至極、ありがたき仕合わせに
 存じ奉り候。よつては子孫末々までも冥加、ありがたき儀と
 相心得あるべきこと。
 右の次第、同二十三日書付けをもって局御役人二等諸星利兵
 衛様へ御届け書差し上げ申し候。
 恐れながら書付けをもって御届け申し上げ奉り候
 一知事様より、私儀、去る二十日未の中刻、御目上(見え)
 仰せ聞かされ候上、御紋服拝領ならびに黄金十兩、御直筆御
 歌御短冊頂戴仕り、冥加至極、ありがたき仕合わせに存じ奉
 り候。これより、この段恐れながら書付けをもって御届け申
 上げ奉り候。以上
 午四月
 仮本堂
 牧民局御役所
 右書付け差し上げ申し候
 勘四郎 印
 長南宿古沢村

御座遊ばされ、御次の十五帖御間、南の方へ寄り、敷居外
 際へ御用人佐野とおる様御控え成され、手前儀は拝領の麻上
 下にて御小納戸役所より岩瀨雪様御案内、御広敷御役所より
 御手引き下され、十五帖御間、東の方敷居内際へ、恐れなが
 ら上様へ向き岩瀨様同席にて平伏仕り候。上様御直の御意仰
 せられ候には、永々の飯宮万端差し支えなく相勤め満足に存
 ずる、この品軽微ながら遣わすとの御意をこうむり、すなわ
 ち拝領物、御しつけ付き御紋服、小袖一枚拝領ならびに安政
 黄(大)判目方三十匁一枚、御直筆の御歌御短冊一枚頂戴仕
 り、恐れながら御礼申し上げ奉り、それより岩瀨様一同、御
 次の間へ下がり候ところ、御用人佐野とおる様、別段仰せ渡
 され候には、上様にても厚き御縁と思し召し遊ばされ、そこ
 もとは勿論、子孫までも御用、御小納戸頭取衆まで相伺い申
 すべく、このたびの儀、そこもとの記録に留めおきしかるべ
 き旨仰せ聞かされ候、誠に冥加至極、ありがたき仕合わせに
 存じ奉り候。よつては子孫末々までも冥加、ありがたき儀と
 相心得あるべきこと。
 右の次第、同二十三日書付けをもって局御役人二等諸星利兵
 衛様へ御届け書差し上げ申し候。
 恐れながら書付けをもって御届け申し上げ奉り候
 一知事様より、私儀、去る二十日未の中刻、御目上(見え)
 仰せ聞かされ候上、御紋服拝領ならびに黄金十兩、御直筆御
 歌御短冊頂戴仕り、冥加至極、ありがたき仕合わせに存じ奉
 り候。これより、この段恐れながら書付けをもって御届け申
 上げ奉り候。以上
 午四月
 仮本堂
 牧民局御役所
 右書付け差し上げ申し候
 勘四郎 印
 長南宿古沢村

御座遊ばされ、御次の十五帖御間、南の方へ寄り、敷居外
 際へ御用人佐野とおる様御控え成され、手前儀は拝領の麻上
 下にて御小納戸役所より岩瀨雪様御案内、御広敷御役所より
 御手引き下され、十五帖御間、東の方敷居内際へ、恐れなが
 ら上様へ向き岩瀨様同席にて平伏仕り候。上様御直の御意仰
 せられ候には、永々の飯宮万端差し支えなく相勤め満足に存
 ずる、この品軽微ながら遣わすとの御意をこうむり、すなわ
 ち拝領物、御しつけ付き御紋服、小袖一枚拝領ならびに安政
 黄(大)判目方三十匁一枚、御直筆の御歌御短冊一枚頂戴仕
 り、恐れながら御礼申し上げ奉り、それより岩瀨様一同、御
 次の間へ下がり候ところ、御用人佐野とおる様、別段仰せ渡
 され候には、上様にても厚き御縁と思し召し遊ばされ、そこ
 もとは勿論、子孫までも御用、御小納戸頭取衆まで相伺い申
 すべく、このたびの儀、そこもとの記録に留めおきしかるべ
 き旨仰せ聞かされ候、誠に冥加至極、ありがたき仕合わせに
 存じ奉り候。よつては子孫末々までも冥加、ありがたき儀と
 相心得あるべきこと。
 右の次第、同二十三日書付けをもって局御役人二等諸星利兵
 衛様へ御届け書差し上げ申し候。
 恐れながら書付けをもって御届け申し上げ奉り候
 一知事様より、私儀、去る二十日未の中刻、御目上(見え)
 仰せ聞かされ候上、御紋服拝領ならびに黄金十兩、御直筆御
 歌御短冊頂戴仕り、冥加至極、ありがたき仕合わせに存じ奉
 り候。これより、この段恐れながら書付けをもって御届け申
 上げ奉り候。以上
 午四月
 仮本堂
 牧民局御役所
 右書付け差し上げ申し候
 勘四郎 印
 長南宿古沢村

一 同日亦下局御役人二等諸星利兵衛様へ御伺い済みの上、上横巳の中刻、御馬にて御出立、御休息様御儀は去る十九日に御出立、御前様二十一巳の下刻御籠にて御出立遊ばされ候、手前儀御門前平伏仕り、すぐに御先のり御役人の先へ相立ち、麻上下にて御案内御供仕り、大手天朝御門前にて平伏仕り、午の中刻御滞りなく御本宮へ御入着遊ばされ候、それより未の上刻御前様御出迎え、村役人同道、奥野村まで罷り越し御案内御供仕り、大手脇南御門前にて平伏仕り、御滞りなく御入着遊ばされ候、それより勘四郎、名主平蔵、同小八、組頭尚八、同儀平、同茂三郎、同兼百姓代喜平次一同、御広敷御役所にて御酒下され大酔仕り帰宅致し候。

一 御休息様儀は、十九日鶴舞表へ御引き移りなされ候、御出立の節、吉村様御手引にて御門前、御籠脇にて御暇申し上げ、平伏仕り候。御同人御姉御役女より御丁寧に永々世話に相成り候由、御挨拶に預かり申し候。

一 同日四月二十三日、鶴舞表へ罷り出候訳は、去る二十日黄金頂戴の節、御目録書にて御渡しに相成り、来る二十三日頃に鶴舞表へ請け取りに罷り出べき旨仰せられ候につき、差し上げがり候ところ、御取り込みにて一時半程差し控えおり候うえ、追って此方より連し次第出べき旨、仰せ渡され候。よって夕刻帰宅致し候。

一 同日四月二十五日、御広敷にて宮本様、岩淵様御同席にて御達しには、新御殿所ならびに御玄関向き役所は追って取り計らい申すべく、その余は残らずこのまま迷惑にこれなく候わば差し置き申すべき旨、御申し渡しこれあり候間、仰せの趣承知、畏み御請け奉り候。

一 同日四月廿五日、御前様御出立、御休息様御儀は去る十九日に御出立、御前様二十一巳の下刻御籠にて御出立遊ばされ候、手前儀御門前平伏仕り、すぐに御先のり御役人の先へ相立ち、麻上下にて御案内御供仕り、大手天朝御門前にて平伏仕り、午の中刻御滞りなく御本宮へ御入着遊ばされ候、それより未の上刻御前様御出迎え、村役人同道、奥野村まで罷り越し御案内御供仕り、大手脇南御門前にて平伏仕り、御滞りなく御入着遊ばされ候、それより勘四郎、名主平蔵、同小八、組頭尚八、同儀平、同茂三郎、同兼百姓代喜平次一同、御広敷御役所にて御酒下され大酔仕り帰宅致し候。

一 御休息様儀は、十九日鶴舞表へ御引き移りなされ候、御出立の節、吉村様御手引にて御門前、御籠脇にて御暇申し上げ、平伏仕り候。御同人御姉御役女より御丁寧に永々世話に相成り候由、御挨拶に預かり申し候。

一 同日四月二十三日、鶴舞表へ罷り出候訳は、去る二十日黄金頂戴の節、御目録書にて御渡しに相成り、来る二十三日頃に鶴舞表へ請け取りに罷り出べき旨仰せられ候につき、差し上げがり候ところ、御取り込みにて一時半程差し控えおり候うえ、追って此方より連し次第出べき旨、仰せ渡され候。よって夕刻帰宅致し候。

一 同日四月二十五日、御広敷にて宮本様、岩淵様御同席にて御達しには、新御殿所ならびに御玄関向き役所は追って取り計らい申すべく、その余は残らずこのまま迷惑にこれなく候わば差し置き申すべき旨、御申し渡しこれあり候間、仰せの趣承知、畏み御請け奉り候。

一 同日四月廿五日、御前様御出立、御休息様御儀は去る十九日に御出立、御前様二十一巳の下刻御籠にて御出立遊ばされ候、手前儀御門前平伏仕り、すぐに御先のり御役人の先へ相立ち、麻上下にて御案内御供仕り、大手天朝御門前にて平伏仕り、午の中刻御滞りなく御本宮へ御入着遊ばされ候、それより未の上刻御前様御出迎え、村役人同道、奥野村まで罷り越し御案内御供仕り、大手脇南御門前にて平伏仕り、御滞りなく御入着遊ばされ候、それより勘四郎、名主平蔵、同小八、組頭尚八、同儀平、同茂三郎、同兼百姓代喜平次一同、御広敷御役所にて御酒下され大酔仕り帰宅致し候。

一 御休息様儀は、十九日鶴舞表へ御引き移りなされ候、御出立の節、吉村様御手引にて御門前、御籠脇にて御暇申し上げ、平伏仕り候。御同人御姉御役女より御丁寧に永々世話に相成り候由、御挨拶に預かり申し候。

一 同日四月二十三日、鶴舞表へ罷り出候訳は、去る二十日黄金頂戴の節、御目録書にて御渡しに相成り、来る二十三日頃に鶴舞表へ請け取りに罷り出べき旨仰せられ候につき、差し上げがり候ところ、御取り込みにて一時半程差し控えおり候うえ、追って此方より連し次第出べき旨、仰せ渡され候。よって夕刻帰宅致し候。

一 同日四月二十五日、御広敷にて宮本様、岩淵様御同席にて御達しには、新御殿所ならびに御玄関向き役所は追って取り計らい申すべく、その余は残らずこのまま迷惑にこれなく候わば差し置き申すべき旨、御申し渡しこれあり候間、仰せの趣承知、畏み御請け奉り候。

一 同日四月廿五日、御前様御出立、御休息様御儀は去る十九日に御出立、御前様二十一巳の下刻御籠にて御出立遊ばされ候、手前儀御門前平伏仕り、すぐに御先のり御役人の先へ相立ち、麻上下にて御案内御供仕り、大手天朝御門前にて平伏仕り、午の中刻御滞りなく御本宮へ御入着遊ばされ候、それより未の上刻御前様御出迎え、村役人同道、奥野村まで罷り越し御案内御供仕り、大手脇南御門前にて平伏仕り、御滞りなく御入着遊ばされ候、それより勘四郎、名主平蔵、同小八、組頭尚八、同儀平、同茂三郎、同兼百姓代喜平次一同、御広敷御役所にて御酒下され大酔仕り帰宅致し候。

一 御休息様儀は、十九日鶴舞表へ御引き移りなされ候、御出立の節、吉村様御手引にて御門前、御籠脇にて御暇申し上げ、平伏仕り候。御同人御姉御役女より御丁寧に永々世話に相成り候由、御挨拶に預かり申し候。

一 同日四月二十三日、鶴舞表へ罷り出候訳は、去る二十日黄金頂戴の節、御目録書にて御渡しに相成り、来る二十三日頃に鶴舞表へ請け取りに罷り出べき旨仰せられ候につき、差し上げがり候ところ、御取り込みにて一時半程差し控えおり候うえ、追って此方より連し次第出べき旨、仰せ渡され候。よって夕刻帰宅致し候。

一 同日四月二十五日、御広敷にて宮本様、岩淵様御同席にて御達しには、新御殿所ならびに御玄関向き役所は追って取り計らい申すべく、その余は残らずこのまま迷惑にこれなく候わば差し置き申すべき旨、御申し渡しこれあり候間、仰せの趣承知、畏み御請け奉り候。

一 同日四月廿五日、御前様御出立、御休息様御儀は去る十九日に御出立、御前様二十一巳の下刻御籠にて御出立遊ばされ候、手前儀御門前平伏仕り、すぐに御先のり御役人の先へ相立ち、麻上下にて御案内御供仕り、大手天朝御門前にて平伏仕り、午の中刻御滞りなく御本宮へ御入着遊ばされ候、それより未の上刻御前様御出迎え、村役人同道、奥野村まで罷り越し御案内御供仕り、大手脇南御門前にて平伏仕り、御滞りなく御入着遊ばされ候、それより勘四郎、名主平蔵、同小八、組頭尚八、同儀平、同茂三郎、同兼百姓代喜平次一同、御広敷御役所にて御酒下され大酔仕り帰宅致し候。

一 御休息様儀は、十九日鶴舞表へ御引き移りなされ候、御出立の節、吉村様御手引にて御門前、御籠脇にて御暇申し上げ、平伏仕り候。御同人御姉御役女より御丁寧に永々世話に相成り候由、御挨拶に預かり申し候。

一 同日四月二十三日、鶴舞表へ罷り出候訳は、去る二十日黄金頂戴の節、御目録書にて御渡しに相成り、来る二十三日頃に鶴舞表へ請け取りに罷り出べき旨仰せられ候につき、差し上げがり候ところ、御取り込みにて一時半程差し控えおり候うえ、追って此方より連し次第出べき旨、仰せ渡され候。よって夕刻帰宅致し候。

一 同日四月二十五日、御広敷にて宮本様、岩淵様御同席にて御達しには、新御殿所ならびに御玄関向き役所は追って取り計らい申すべく、その余は残らずこのまま迷惑にこれなく候わば差し置き申すべき旨、御申し渡しこれあり候間、仰せの趣承知、畏み御請け奉り候。

一 同日四月廿五日、御前様御出立、御休息様御儀は去る十九日に御出立、御前様二十一巳の下刻御籠にて御出立遊ばされ候、手前儀御門前平伏仕り、すぐに御先のり御役人の先へ相立ち、麻上下にて御案内御供仕り、大手天朝御門前にて平伏仕り、午の中刻御滞りなく御本宮へ御入着遊ばされ候、それより未の上刻御前様御出迎え、村役人同道、奥野村まで罷り越し御案内御供仕り、大手脇南御門前にて平伏仕り、御滞りなく御入着遊ばされ候、それより勘四郎、名主平蔵、同小八、組頭尚八、同儀平、同茂三郎、同兼百姓代喜平次一同、御広敷御役所にて御酒下され大酔仕り帰宅致し候。

その後宮本様、四月七日午後五時、新御殿へ参上。宮本様は、新御殿の儀、御差し置きに相成るべきやの趣、御伺い申し上げ候ところ、伺いの向き承知、いずれも取り計らい申すべき旨仰せ聞かされ候。

一同同日、午の中刻、高林様、大塚様より本宅御渡しに相成り申し候。

一同二十六日、去る二十一日、御滞りなく御引き移りあらせられ候に付き、昨二十五日、御小納戸頭取宮本蒙平様へ鮮魚御献上奉りたき段、御伺い申し上げ候ところ、そこもとより御献上の儀は何なりともいつにても御上にて御請け遊ばされ候、しかしながら格別心配に及び申さざる旨仰せ聞かされ候。翌二十六日朝、鮮魚相求め候に付き、鶴舞表へ罷り出、首尾よく献上奉り候。大鯛二枚上様へ献上奉り、大鯛一枚御前様へ献上奉り、大の中鯛一枚御休息様へ呈上仕り候。御用人佐野様へ中鯛一枚呈上、春日様へ同断、御小納戸頭取衆宮本様同断、三坂様同断、岩淵様同断、牧野様同断、奥御用人大橋様同断、右廻動仕り候。その節黄金御下げに相成り申し候。ほかに名主平藏、同小八、金三百疋、組頭一同へ金五百疋、これまで心配かけ候由にて、御目録、手前へ御渡しに相成り、同人どもへ勘四郎より相渡すべき旨仰せ付けられ、すなわち相渡し申し候。

一同同日、鶴舞表より帰宅道中、奥野村一軒家前にて、去る三月十五日泰壽院様東京へ御出遊ばされ鶴舞表へ御帰宮遊ばされ候途中、恐れ入り候間、右一軒家へ隠れおり、御通り後帰宅仕り候。

一同四月二十七日、元宿伝次郎殿、名主平藏殿、同小八殿、惣村役人一同御招き、このたび

その後宮本様、四月七日午後五時、新御殿へ参上。宮本様は、新御殿の儀、御差し置きに相成るべきやの趣、御伺い申し上げ候ところ、伺いの向き承知、いずれも取り計らい申すべき旨仰せ聞かされ候。

一同同日、午の中刻、高林様、大塚様より本宅御渡しに相成り申し候。

一同二十六日、去る二十一日、御滞りなく御引き移りあらせられ候に付き、昨二十五日、御小納戸頭取宮本蒙平様へ鮮魚御献上奉りたき段、御伺い申し上げ候ところ、そこもとより御献上の儀は何なりともいつにても御上にて御請け遊ばされ候、しかしながら格別心配に及び申さざる旨仰せ聞かされ候。翌二十六日朝、鮮魚相求め候に付き、鶴舞表へ罷り出、首尾よく献上奉り候。大鯛二枚上様へ献上奉り、大鯛一枚御前様へ献上奉り、大の中鯛一枚御休息様へ呈上仕り候。御用人佐野様へ中鯛一枚呈上、春日様へ同断、御小納戸頭取衆宮本様同断、三坂様同断、岩淵様同断、牧野様同断、奥御用人大橋様同断、右廻動仕り候。その節黄金御下げに相成り申し候。ほかに名主平藏、同小八、金三百疋、組頭一同へ金五百疋、これまで心配かけ候由にて、御目録、手前へ御渡しに相成り、同人どもへ勘四郎より相渡すべき旨仰せ付けられ、すなわち相渡し申し候。

一同同日、鶴舞表より帰宅道中、奥野村一軒家前にて、去る三月十五日泰壽院様東京へ御出遊ばされ鶴舞表へ御帰宮遊ばされ候途中、恐れ入り候間、右一軒家へ隠れおり、御通り後帰宅仕り候。

一同四月二十七日、元宿伝次郎殿、名主平藏殿、同小八殿、惣村役人一同御招き、このたび

その後宮本様、四月七日午後五時、新御殿へ参上。宮本様は、新御殿の儀、御差し置きに相成るべきやの趣、御伺い申し上げ候ところ、伺いの向き承知、いずれも取り計らい申すべき旨仰せ聞かされ候。

一同同日、午の中刻、高林様、大塚様より本宅御渡しに相成り申し候。

一同二十六日、去る二十一日、御滞りなく御引き移りあらせられ候に付き、昨二十五日、御小納戸頭取宮本蒙平様へ鮮魚御献上奉りたき段、御伺い申し上げ候ところ、そこもとより御献上の儀は何なりともいつにても御上にて御請け遊ばされ候、しかしながら格別心配に及び申さざる旨仰せ聞かされ候。翌二十六日朝、鮮魚相求め候に付き、鶴舞表へ罷り出、首尾よく献上奉り候。大鯛二枚上様へ献上奉り、大鯛一枚御前様へ献上奉り、大の中鯛一枚御休息様へ呈上仕り候。御用人佐野様へ中鯛一枚呈上、春日様へ同断、御小納戸頭取衆宮本様同断、三坂様同断、岩淵様同断、牧野様同断、奥御用人大橋様同断、右廻動仕り候。その節黄金御下げに相成り申し候。ほかに名主平藏、同小八、金三百疋、組頭一同へ金五百疋、これまで心配かけ候由にて、御目録、手前へ御渡しに相成り、同人どもへ勘四郎より相渡すべき旨仰せ付けられ、すなわち相渡し申し候。

一同同日、鶴舞表より帰宅道中、奥野村一軒家前にて、去る三月十五日泰壽院様東京へ御出遊ばされ鶴舞表へ御帰宮遊ばされ候途中、恐れ入り候間、右一軒家へ隠れおり、御通り後帰宅仕り候。

一同四月二十七日、元宿伝次郎殿、名主平藏殿、同小八殿、惣村役人一同御招き、このたび

その後宮本様、四月七日午後五時、新御殿へ参上。宮本様は、新御殿の儀、御差し置きに相成るべきやの趣、御伺い申し上げ候ところ、伺いの向き承知、いずれも取り計らい申すべき旨仰せ聞かされ候。

一同同日、午の中刻、高林様、大塚様より本宅御渡しに相成り申し候。

一同二十六日、去る二十一日、御滞りなく御引き移りあらせられ候に付き、昨二十五日、御小納戸頭取宮本蒙平様へ鮮魚御献上奉りたき段、御伺い申し上げ候ところ、そこもとより御献上の儀は何なりともいつにても御上にて御請け遊ばされ候、しかしながら格別心配に及び申さざる旨仰せ聞かされ候。翌二十六日朝、鮮魚相求め候に付き、鶴舞表へ罷り出、首尾よく献上奉り候。大鯛二枚上様へ献上奉り、大鯛一枚御前様へ献上奉り、大の中鯛一枚御休息様へ呈上仕り候。御用人佐野様へ中鯛一枚呈上、春日様へ同断、御小納戸頭取衆宮本様同断、三坂様同断、岩淵様同断、牧野様同断、奥御用人大橋様同断、右廻動仕り候。その節黄金御下げに相成り申し候。ほかに名主平藏、同小八、金三百疋、組頭一同へ金五百疋、これまで心配かけ候由にて、御目録、手前へ御渡しに相成り、同人どもへ勘四郎より相渡すべき旨仰せ付けられ、すなわち相渡し申し候。

一同同日、鶴舞表より帰宅道中、奥野村一軒家前にて、去る三月十五日泰壽院様東京へ御出遊ばされ鶴舞表へ御帰宮遊ばされ候途中、恐れ入り候間、右一軒家へ隠れおり、御通り後帰宅仕り候。

一同四月二十七日、元宿伝次郎殿、名主平藏殿、同小八殿、惣村役人一同御招き、このたび

竹田様方儀御祝儀御少申人御祝儀若其の月人等御祝
儀且其御祝儀人白砂糖一升、代一貫百文、生産方にて
重袋に包み代とも八百文ずつ呈上仕り候。御広敷役人
川田様、内田様、吉村様、間野様、浦野様、都合十一人白砂糖、右値
段代八百文ずつ袋入りにいたし呈上仕り候。御門御足輕宅見
舞い致さず候。

一 同九月九日重陽の御祝儀、羽織袴にて申し上げ奉り候。ほ
かに御見舞として上々様方へ柏餅御重一組献上奉り候。御休
息様へ同一重差し上げ申し候。御表役女様同一重、同御女中
衆へ同一重、御休息様御次女中方へ同一重差し上げ申し候。

御家令佐野とおる様へ御祝儀申し上げ奉り、ほかに醬油一升
切手ならびにあさり一升差し上げ申し候。御小納戸頭取三坂
斜様、同宮本蒙平様右同断、ほかに手土産としてあさり一升
ずつ差し上げ候。遅刻に相成り大工儀左衛門出店へ一泊いた
し、翌朝工作方吉村源次様へ罷り出、土産星の井一升差し上
げ、用向き申し上げ候。朝飯後、御用人春日様へ御祝儀申し
上げ奉り、さばの干物三十枚御見舞いとして差し上げ候。御
小納戸、工作方兼帯牧野様へ右同断、干物同断、奥御用人大
橋広太様へ右同断、干物同断、和田村御仮住居岩淵雪様へ右
同断、干物三十六枚差し上げ候。また御用人御添役寺田様へ
右同断、干物四十五枚差し上げ候。大工宅にて酒中飯いたし
帰宅仕り候。

同九月九日重陽の御祝儀、羽織袴にて申し上げ奉り候。ほ
かに御見舞として上々様方へ柏餅御重一組献上奉り候。御休
息様へ同一重差し上げ申し候。御表役女様同一重、同御女中
衆へ同一重、御休息様御次女中方へ同一重差し上げ申し候。

御家令佐野とおる様へ御祝儀申し上げ奉り、ほかに醬油一升
切手ならびにあさり一升差し上げ申し候。御小納戸頭取三坂
斜様、同宮本蒙平様右同断、ほかに手土産としてあさり一升
ずつ差し上げ候。遅刻に相成り大工儀左衛門出店へ一泊いた
し、翌朝工作方吉村源次様へ罷り出、土産星の井一升差し上
げ、用向き申し上げ候。朝飯後、御用人春日様へ御祝儀申し
上げ奉り、さばの干物三十枚御見舞いとして差し上げ候。御
小納戸、工作方兼帯牧野様へ右同断、干物同断、奥御用人大
橋広太様へ右同断、干物同断、和田村御仮住居岩淵雪様へ右
同断、干物三十六枚差し上げ候。また御用人御添役寺田様へ
右同断、干物四十五枚差し上げ候。大工宅にて酒中飯いたし
帰宅仕り候。

一日只重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一 尚ほ月中御達し候

一 同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一 当四月中御達し候

一 同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一 尚ほ月中御達し候

一 同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一 当四月中御達し候

元
元
元

元
元
元

元
元
元

元
元
元

元
元
元

元
元
元

元
元
元

元
元
元

同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一 当四月中御達し候

一 同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一 尚ほ月中御達し候

一 同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一 当四月中御達し候

一 同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一 尚ほ月中御達し候

一 同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一 当四月中御達し候

一 同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

形不^レ長^ク依^ル新^ニ御^ノ禮^ノ也 上^ニ様^ノ方^ノ御^ノ見^ノ幸^ニ

上^ニ様^ノ御^ノ幸^ニ申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

西^ノ江^ノ三^ノ條^ノ 至^ル十^ノ月

元^ノ辰^ノ 卯^ノ年^ノ 皇^ノ極^ノ

御^ノ幸^ニ

御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

右^ノ書^ノ付^ケ午^ノ閏^ノ十^ノ月^ノ二十九^ノ日^ノ御^ノ頭^ノ取^ル宮^ノ本^ノ様^ノへ

申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

元^ノ辰^ノ 卯^ノ年^ノ 皇^ノ極^ノ

御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ申^ス所^ノ御^ノ禮^ノ御^ノ用^ノ御^ノ幸^ニ

承知畏み奉り候。よつては新御殿御儀、上様東方御巡見の節
かつ万々一非常等の折りがら、御先例、御旅籠御用仰せ付け
られたく願ひ上げ奉り候。もつとも後來御修復の御儀恐れな
がら私にて御修復仕りたく、これまた願ひ上げ奉り候。前段
御聞き濟み下し置かれ候わば冥加至極ありがたき仕合わせに
存じ奉り候。以上

明治三庚午閏十月

元辰卯年皇極

御幸

御禮御用御幸

右書付け午閏十月二十九日御頭取宮本様へ差し上げ申し候
午十一月九日、御頭取三坂様より御達し願ひの通りお聞き届
けと相成り候間、その旨相心得べきとの御意にござ候。以上
恐れながら書付けをもち願ひ上げ奉り候
元辰卯年御宿今関勘四郎願ひ上げ奉り候。当正月御松飾り
の御儀、御定例、去る巳十二月二十八日、恐れながら私へ下
御用仰せ付けられ、滞りなく相勤め、ありがたき仕合わせに
存じ奉り候。よつては後來、御本宮南の御門前ならびに御用
所御口々、恐れながら私へ御松飾りの御儀、御用仰せ付けら
れたく願ひ上げ奉り候。

此後此の儀奉り給ふに御加ふに極難有は候と存じ候

明治三年十一月

元
内奉宣

霜降奉

御奉宣

御頭取中様

右書面午十一月九日御頭取三坂様へ差し上げ奉り候。

右書面午十一月九日御頭取三坂様へ申し上げならびに御下役

も申上候に御頭取三坂様より御達し。

午十一月二十八日、表向御小納戸御頭取三坂様より御達し。

願いの通り御聞き届けに相成り候間、その旨相心得べしとの

仰せにござ候。以上

恐れながら書付けをもちて願ひ上げ奉り候。みね女十四才

御支配地御内三ヶ(谷)村百姓順藏娘みね女儀、たしかなる

者にごさ候間、恐れながらこの度御女中御見習いに差し上げ

奉りたく、この段御聞き濟み下し置かれ候わばありがたき仕

合わせに存じ奉り候。以上
明治三年十一月
元
内奉宣
御頭取中様
今関勘四郎 印

この段御聞き濟み下し置かれ候わば、冥加至極ありがたき仕
合わせに存じ奉り候。以上

明治三年十一月

元
内奉宣

鶴舞御本宮御頭取中様

今関勘四郎 印

右書面十一月九日御頭取三坂様へ差し上げ奉り候。

もつとも工作方御重役頭取牧野様へ申し上げならびに御下役

川田様、吉村様へも右の趣き申し上げ、追って御沙汰これあ

るべき段、仰せ聞かされ候。以上

午十一月二十八日、表向御小納戸御頭取三坂様より御達し。

願いの通り御聞き届けに相成り候間、その旨相心得べしとの

仰せにござ候。以上

恐れながら書付けをもちて願ひ上げ奉り候。みね女十四才

御支配地御内三ヶ(谷)村百姓順藏娘みね女儀、たしかなる

者にごさ候間、恐れながらこの度御女中御見習いに差し上げ

奉りたく、この段御聞き濟み下し置かれ候わばありがたき仕

合わせに存じ奉り候。以上

明治三年十一月

元
内奉宣

鶴舞御本宮御宿 今関勘四郎 印

元征
所奉堂

所奉堂
御頭取中様

宮本蒙平様

右奉堂御頭取中様より御内意に付き三ヶ(谷)村順藏招き取り
御内意申し渡し、書面宮本様へ差し上げ申し候。

元征
所奉堂

所奉堂
御頭取中様

和基様より所奉堂より御頭取中様へ御内意に付き三ヶ(谷)村順藏招き取り
御内意申し渡し、書面宮本様へ差し上げ申し候。

御旅籠御用、御旅籠御用に御差し置きあらせられ候儀、
今般仰せ渡され、冥加至極ありがたき仕合わせに存じ奉り候。

元征
所奉堂

明治三年十一月

元征
所奉堂
御頭取中様

鶴舞
御頭取中様

右書面、御落庁権少属牧民掛諸星大斗様へ午十二月四日書面
差し上げ申し候。以上

元征
所奉堂

高野月 所奉堂より御頭取中様へ御内意に付き三ヶ(谷)村順藏招き取り
御内意申し渡し、書面宮本様へ差し上げ申し候。

鶴舞御本宮御頭取中様
宮本蒙平様

右書付け宮本様より御内意に付き三ヶ(谷)村順藏招き取り
御内意申し渡し、書面宮本様へ差し上げ申し候。

恐れながら書付けを以て御届け申し上げ奉り候

元征御本宮新御殿御儀、後來知事様東方御巡見、かつ非常等
の折柄、御先例、御旅籠御用に御差し置きあらせられ候儀、

今般仰せ渡され、冥加至極ありがたき仕合わせに存じ奉り候。

この段、恐れながら御届け申し上げ奉り候。以上

明治三年十二月日

元征御本宮御宿

鶴舞御落庁

今関勘四郎 印

右書面、御落庁権少属牧民掛諸星大斗様へ午十二月四日書面
差し上げ申し候。以上

恐れながら書付けをもって御届け申し上げ奉り候

当正月、仮御本宮御松飾りの御儀、御門前ならびに御玄関御
用所

西宮、御宇之例、去る巴十二月二十八日、私へ下御用仰せ付け
申上候御宇之例、去る巴十二月二十八日、私へ下御用仰せ付け
申上候御宇之例、去る巴十二月二十八日、私へ下御用仰せ付け
申上候御宇之例、去る巴十二月二十八日、私へ下御用仰せ付け

西宮三年二月

御宇

西宮

西宮三年二月

西宮三年二月二十八日

西宮三年二月二十八日

西宮三年二月二十八日

西宮三年二月二十八日

西宮三年二月二十八日

西宮三年二月二十八日

西宮三年二月二十八日

西宮三年二月二十八日

西宮三年二月二十八日

西宮三年二月二十八日

御口々御定例、去る巴十二月二十八日、私へ下御用仰せ付け
られありがたくお請け奉り、首尾よく相勧め候、よつてはこ
の度御先例、かたがた、後來南御門前ならびに御用所御口々
御松飾りの御儀、私へ仰せ付けられ冥加至極ありがたく御請
け奉り候、この段恐れながら御届け申し上げ奉り候。以上

明治三年十二月日

元飯御本宮御宿

鶴舞御藩庁

今関勘四郎 印

右同断。午十二月四日、諸星大斗様へ差し上げ申し候。以上

午の十一月二十七日、寒中御機嫌御伺い奉り候。左に

御上様へ尺六寸、尺五寸生鯉献上奉り候、この分三ヶ谷村忠
右衛門より代金一兩にて相求め候、御前様、泰壽院様へ干菓
子折入り献上奉り候、鶴舞大門前にて相求め、代二百五十疋、

御別房様へ玉子大三十二、蠟燭箱へ入れ呈進仕り候。御表御
役女、御女中衆へ小丸餅大切りだめ一つへ入れ差し上げ、な

らびに御別房様へ御役女、御女中方へ小切りだめ一つへ入れ
差し上げ候、残らず右の品々御小納戸御頭取衆へ差し上げ申

し候、御家令佐野様へ数の子一升袋入りにて寒中見舞い差し
上げ申し候。春日様右同断、御添御用人寺田様右同断、大橋

様右同断、御小納戸頭取宮本様、三坂様、岩渕様、牧野様、
右四人様へ数の子一升袋一つずつ寒中御見舞いに差し上げ申

し候。

西河原川河原に於て是れ、去る日、三在り、元保田様、三宅様、鯉淵様、竹田様、磯貝様、右七人様、數の子、寒中御見舞い申し上げ候、御広敷御一同へ數の子一升袋入りにて二つ、寒中御見舞い差し上げ候、御門番御足輕十人へ金百疋寒中差し上げ候。御小遣(使)六人へ金五十疋寒中遣わす。

一月の十二月四日、諸星大斗様へ来正月御藩庁へ御年始相勤め候儀、いかがこれあるべきや、内々夜分差し上がり御伺い申し上げ候ところ、当節藩庁の儀は天朝の役所に候えば、相勤め候におよぶまじき旨、御内意にごさ候。もつとも当正月五日、相勤め候につき内々御懇意に任せ御伺い申し上げ候ところ、右の御内意承り候につき相勤め申さず候。

一月十五日、夕方より鶴舞へ出足致し、夜に入り工作方下役吉村へ罷り出、松飾りの儀、御伺い申し上げ候ところ、工作方川田徳造様方へ罷り出、御指図請け候よう御内意下され候につき、出店へ一泊致し、明朝、御殿御広敷へ差し上がり、川田様に御目にかかり御伺い申し上げ候ところ、一両日のうちに吉村氏と相談の上、あれこれ申し達すべき旨仰せ聞かされ候につき罷り下がり、帰宅仕り候。

一月十九日、工作方川田様より御書面にて、御松飾りの儀、御場所、松飾り御献上しかるべき旨仰せ聞かされ候につき、右の仕度にて、同二十四日、南御門前御松飾り分、村方人足十六人ほかに三人、指(宰)料一人中の喜三郎、都合二十人にて朝飯ならびに酒差し出し、弁当持參、大松男女二本組、垂一丈二尺一組、杭木六本、大小繩見計らい

一月十五日、夕方より鶴舞へ出足致し、夜に入り工作方下役吉村へ罷り出、松飾りの儀、御伺い申し上げ候ところ、工作方川田徳造様方へ罷り出、御指図請け候よう御内意下され候につき、出店へ一泊致し、明朝、御殿御広敷へ差し上がり、川田様に御目にかかり御伺い申し上げ候ところ、一両日のうちに吉村氏と相談の上、あれこれ申し達すべき旨仰せ聞かされ候につき罷り下がり、帰宅仕り候。

一月十九日、工作方川田様より御書面にて、御松飾りの儀、御場所、松飾り御献上しかるべき旨仰せ聞かされ候につき、右の仕度にて、同二十四日、南御門前御松飾り分、村方人足十六人ほかに三人、指(宰)料一人中の喜三郎、都合二十人にて朝飯ならびに酒差し出し、弁当持參、大松男女二本組、垂一丈二尺一組、杭木六本、大小繩見計らい

芳屋様相調の正月代生きた人、生きたに下上を中く、或は平々として
右上人の事か、さうさうの、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、
おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、おのつ、

首尾よく相納め、御酒代として人足十九人へ一朱ずつ下され、

喜三郎へ二朱下され候。夕方立ち帰り、右十八人へ手前より

三百文ずつ祝儀遣わす。もつとも朝出足の節、右二十人へ手

拭い一筋ずつ遣わす。夜分酒肴飯出し、一同帰宅致し候。

一同二十六日、立杭大二本相納め、人足土方四人ほか六人都合

十人にて相納め申し候。

一同二十八日朝、南御門前御松飾りの儀につき、勘四郎ほか人

足二人、村寅藏、谷の芳吉召し連れ罷り出、昼後までに滞り

なく飾り立て、首尾よく相納め、工作役人川田様、吉村様、

御検分相済み候上、御小納戸御頭取衆より御用の旨仰せ聞か

され、早速罷り出候ところ、御松飾りの儀御挨拶これあり、

ならびに金五百足下し置かれ、かつ御切紙にて、御上様御飯

宮永々相納め申すべき旨、御達しこれあり。よつては右相納

め料として、年々御藏米二俵ずつ四斗入りにて下され候旨、

御書付け頂戴仕り、冥加至極ありがたく御礼申し上げ奉り、

それより御広敷御役所にて御酒下され御暇申し上げ帰宅仕

候。

明治四年（辛未一八七一年）

一明治四辛未年正月五日、おそれながら御上様へ御年頭御祝儀、

御小納戸頭取衆へ申し上げ奉り候、かつ御献上品々左に。

御上様へ末広一對箱入り台付き代料六百ほか、御前様、泰壽

院様へ一極上の土佐鐿節、箱入り台付き代料銀六十宛にて

相求め、献上仕り候。御別房様へ大鐿節三本、袋入りにいた

し呈上仕り候。御表御役女三人、小杉紙二帖ずつ差し上げ、

御別房様御役女一人へ右同断、差し上げ申し候。

●同五日御本營より下がり御家令佐野様、春日様、寺田様、大橋様、切りこぶ一玉ずつ、歳(年)玉に差し上げ候、ならびに御小納戸頭取三板様、宮本様、岩淵様、牧野様へ切りこぶ一玉ずつ差し上げ申し候。御次佐野様若旦那、春日様若旦那、三宅様、久保田様、竹田様、磯貝様、鯉淵様、右七人、切りこぶ半玉ずつ年玉に差し上げ候。御広敷御役人衆中へ星の井一升差し上げ候。御広敷十一人御宅へ廻動致し、歳玉、上々半紙二帖ずつ差し上げ候。御門御足輕十人へ金百疋、年玉に差し上げ候、御小使六人へ金五十疋遣わす。

一 同五日、昨午の十二月二十八日、仮御本營、永々相勤め候につき御米二俵ずつ年々下し置かれ候御礼として、池田伊丹一升、御家令佐野様へ差し上げ、ならびに御小納戸頭取三板様、池田伊丹二升、宮本様同二升、牧野様同二升、岩淵様同二升、右四人様へ切手にて差し上げ申し候。工作方川田様伊丹一升、切手にて差し上げ候。同吉村様へ星の井一升、切手にて差し上げ候。

一 同正月八日、昼未の刻、泰壽院様御儀、旧冬より御不快にあらせられ候ところ、御養生叶わず御葬去遊ばされ候。御尊体は東京白山浄心寺へ相納まり候に付き、御見送り御供願い上げ候ところ、御聞き済みに相成り、御供仕りありがたく存じ奉り候。泰壽院様御駕にて正月二十二日朝七時半時御供揃え、朝六時半時御出駕、御掛り役人、御用人寺田様、御小納戸東京詰め御人一人、御次三宅様、竹田様、春日様の若旦那、御広敷青葉様、内田様、吉村様、御役女

一 同正月八日、假所本營より、御家令佐野様、春日様、寺田様、大橋様、切りこぶ一玉ずつ、歳(年)玉に差し上げ候、ならびに御小納戸頭取三板様、宮本様、岩淵様、牧野様へ切りこぶ一玉ずつ差し上げ申し候。御次佐野様若旦那、春日様若旦那、三宅様、久保田様、竹田様、磯貝様、鯉淵様、右七人、切りこぶ半玉ずつ年玉に差し上げ候。御広敷御役人衆中へ星の井一升差し上げ候。御広敷十一人御宅へ廻動致し、歳玉、上々半紙二帖ずつ差し上げ候。御門御足輕十人へ金百疋、年玉に差し上げ候、御小使六人へ金五十疋遣わす。

一 同正月八日、假所本營より、御家令佐野様、春日様、寺田様、大橋様、切りこぶ一玉ずつ、歳(年)玉に差し上げ候、ならびに御小納戸頭取三板様、宮本様、岩淵様、牧野様へ切りこぶ一玉ずつ差し上げ申し候。御次佐野様若旦那、春日様若旦那、三宅様、久保田様、竹田様、磯貝様、鯉淵様、右七人、切りこぶ半玉ずつ年玉に差し上げ候。御広敷御役人衆中へ星の井一升差し上げ候。御広敷十一人御宅へ廻動致し、歳玉、上々半紙二帖ずつ差し上げ候。御門御足輕十人へ金百疋、年玉に差し上げ候、御小使六人へ金五十疋遣わす。

又山の中へ入るは程久年の山に爲る程に山は深し人

の山に接し湯道に三々元休、堂其高きと程在上下亦

兼三松林に在るは山の中故湯理村和泉谷の中休を撰野村

七節寺而中際山泊、望其山に於て山に供於給ふ山に

坐す村市村谷の中休を撰極口谷山に依り松林名湯谷泉休

行住の谷山に際山泊、望其山上下三々山の中休を撰

希山麓元山に坐す山に依り松林名湯谷泉休

三節寺に在るは山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

山に依り松林名湯谷泉休

二人、御女中三人、御足輕三人、半田様、岡原様、繁野様、御小使三人、御六尺十人、請追(負)一人市太郎、元仮當勘

四郎とも都合上下三十二人発足、松崎村喜惣治方御中飯、浜

野村和泉屋御小休、曾我野村七郎兵衛御本陣御泊まり、翌二

十三日朝、七時半時御供揃い、朝六つ後御出立、登戸村木村

屋御小休、馬加村樋口屋御中飯、船橋宿海老屋御小休、行徳

丸屋御本陣御泊まり、翌二十四日、上下三十二人御小納戸頭

取三板様ならびに御蔵元山越與兵衛殿、東京より前夜船にて

御出迎え、都合御船三船にて東京新柳橋、神田川山越氏上場

より御駕はじめ上下残らず上がり、山越氏にて御中飯、御重

役一同の御席へ連なり中飯頂戴、御機嫌よくあらせられ候段、

御伺い上奉り候後、御同人様へ、去る午年作徳米二十五俵代

金六十九両余上納仕り、御暇申し上げ奉り夕刻までに帰宅仕

り候。

一若姫君様御死去遊ばされ候に付き、茂原寺へ相納まり、当日御供相願い茂原寺まで御供仕りすぐに帰宅仕り候。

一同五月二十七日、御小納戸頭取三板斜様御隠居様御大病に付き御急ぎ、こち、かれい、金一步(分)分持参仕り、御病氣御見舞い申し上げ奉り候。翌朝死去なされ候由承知仕り候。一同六月十九日快晴、御上様方へ暑中御伺い上げ奉り候。ただし、羽織袴にて御上様へ黒胡麻二袋西の内およそ三升七、八

一 同日七月廿七日、御前様へ水砂糖金二百疋分、箱入りに致し献上

奉り候。御別房様へ同水砂糖金一分一朱分袋入りに致し呈上

仕り候。御家令佐野様ならびに春日様、御小納戸頭取衆四人

様、寺田様、御次七人様、御広敷十一人様、黒胡麻、白砂糖

袋入りにて呈上仕り候。ほかに御広敷へ星の井一升、切手に

て差し上げ申し候。代一貫二百文、砂糖代一升、一貫二百文

ずつ数七百文十一に、八百文八つ袋入りに致し差し上げ申し

金幣百疋、御門番十人へ同上三朱、御小使六人百姓男二人へ

遣わし申し候。黒胡麻多めに致し、代め二両一分三朱と二

貫九百八十四文相掛り申し候。首尾よく相勤め帰宅仕り候。

一同七月盆前、三坂様、新盆御仏前へ千うどん箱入り、代一朱

と百七十八文分差し上げ申し候。代り亀吉勤め申し候。

一同七月十七日、御小納戸頭取牧野多満様御隠居様過日御死去

なされ候に付き、そうめん二十五持参御悔やみ申し上げ奉り、

御仏前へ差し上げ申し候。

一同八月十三日、小雨。御上様東京御詰め遊ばされ候に付き、

松崎村喜惣治殿方御中飯、同所まで御供願い済みに相成り、

朝正五つ時、鶴舞表御発駕遊ばされ四つ半過ぎ喜惣治方へ御

着遊ばされ候。御見送り相済み候上、手前儀少し不快ゆえ御

断りなくすぐに帰村仕り候。しかるところ御上様、仮り當勤

四郎に御会いこれあるべき旨仰せ出され候由、手前帰宅後ゆ

え拝顔を得ず恐れながら残念のごとにごさ候。

一同十八日小雨、御前様ならびに御別房様東京へ御発駕、これ

によりまたぞろ御供願い済みの上、松崎村喜惣治方まで御見

送り仕り、御中飯ならびに御酒下され首尾よく

の形より江法にても事なり。此より上より下より上より下より
此より上より下より上より下より上より下より上より下より
此より上より下より上より下より上より下より上より下より
此より上より下より上より下より上より下より上より下より



此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

此より上より下より上より下より上より下より上より下より

御永久の御仕法かと愚案の趣、口上書にて御伺い上げ奉り候
次第、御三人様御聞き済みの儀ゆえ、御上様へ御機嫌御伺い
上げ奉り、かつは前段の事ばかり御伺い奉りたく、当七日吉
日につき出足いたし候趣申し上げ置き、御四人様も昼後未の
下刻首尾よく御意になられ申し候、口上書左に記し置き申し
候。

恐れながら口上書をもって御伺い上げ奉り候
御上様御儀、鶴舞表御普請中、恐れながら私方へ御仮嘗あら
せられ冥加至極、ありがたき仕合わせに存じ奉り候。しかる
ところ今般、御変革につき、御上様御儀、東京詰めにあらせ
られ案内の御儀何とも恐れ入り奉り候、よって私儀、御仮
嘗相勤め罷りあり候えは、恐れながら御上様御後來の御儀い
かがこれあるべきやと、日夜心痛仕り候に付き、とくと愚案
仕り候には、当時節柄時々御変革もこれあり候えは、恐れな
がらとくと御勤考あらせられたく存じ奉り候。恐れながら私
愚意左に申し上げ奉り候。さて申し上げるに及ばず金銀は何
程所持罷りあり候とも、至って散じ安く候えは、御上様万々
一の御供(備え)のため、御手元金かつ御不用の御道具等御
払い遊ばされ、さりととも御調連の上、当上総表にて田所およ
そ上り高五百俵も御買入れ置き遊ばされ候わば、実もって御
永久の御仕法と恐れながら存じ奉り候、ついでには、当秋は米
備存外下値に相成り候故か追々金子など融通につき、只今よ
り御手組遊ばされ候えは、数多御手入に相成り申すべきと存
じ奉り候。この段御勤考の上御もつともにおぼしめし遊ばさ
れ候わば恐れながら

下所相動め、田所割合上り高委細申し上げ奉るべく候。恐
れながら右のことばかりよろしく御伺い下しおかれ候よう、
ひとえに願ひ上げ奉り候。以上

明治四年十月

御仮當

御納戸
御頭取中様



御納戸御頭取中様

御仮當

今関勘四郎 印

一 同七日、御客来に付き、出立遅く相成り候に付き、わらじ門
前へ差し出し置き、翌八日東京へ出足いたし、登戸宿へ一泊、
翌九日、東京小網町上総屋太助方へ着致すべく、長南
宿仁三郎殿同道ゆえ、同人宿馬喰町美濃屋五兵衛宅へ泊まり、
十日朝飯後、御上様御儀未だ御仮り住まいにて日本橋榭町岸
に入らせられ、御同所へ罷り出、御頭取衆岩淵様、牧野様、
御目通り仕り、まず御上様ますます御機嫌よくあらせられ候
段、御伺い上げ奉り、ついでには御国元にて三坂様、宮本様へ
御内々御書付け御伺い上げ奉り候事ばかり、御聞き済みの上、
このたび、御添書下し置かれ候に付き、恐れながら持参仕り
候由申し上げ、御当所へ差し出し候ところ、御両人様御入手
になられ御一読の上至極もつとももの事ばかり、御上へ御伺い
奉るべき旨仰せられ首尾よく

一 口上り御書付に御上様御儀未だ御仮り住まいにて日本橋榭町岸
に入らせられ、御同所へ罷り出、御頭取衆岩淵様、牧野様、
御目通り仕り、まず御上様ますます御機嫌よくあらせられ候
段、御伺い上げ奉り、ついでには御国元にて三坂様、宮本様へ
御内々御書付け御伺い上げ奉り候事ばかり、御聞き済みの上、
このたび、御添書下し置かれ候に付き、恐れながら持参仕り
候由申し上げ、御当所へ差し出し候ところ、御両人様御入手
になられ御一読の上至極もつとももの事ばかり、御上へ御伺い
奉るべき旨仰せられ首尾よく

おりのきつりし中子と海をなすに懸は十七日終るに
此迄岩淵村物野所地と云るを岩淵村と上長とを記す
所の中は此島と云るに 上務のあてぬきどくし
と云る早急の事あるにそのあてぬか用事物事
事の中程に狂病、民衆が浮り河内所物事
岩淵村より遷居する程と云る事あり 是等
所上様より申す所は下より申す所と云る事あり
申す所は申す所と云る事あり 申す所は申す所
申す所は申す所と云る事あり 申す所は申す所
申す所は申す所と云る事あり 申す所は申す所

所上様より申す所は下より申す所と云る事あり
申す所は申す所と云る事あり 申す所は申す所
申す所は申す所と云る事あり 申す所は申す所
申す所は申す所と云る事あり 申す所は申す所
申す所は申す所と云る事あり 申す所は申す所

記

田所上、中、下 反別合わせ何十何町何反何畝歩
ただし、この儀は恐れながら御買入れの時節、明細申し上
げ奉るべく候

所上様
百姓方へ入付米に
内およそ米四百五十俵 御年貢納米高引き

相下がり、それより日々御様子御伺いに差し上がり候ところ、
十七日朝、またぞろ差し上がり候ところ、頭取岩淵様、牧野
様、御一座にて岩淵様より仰せられ候には、このたびの事ば
かり御伺いの儀、とくと申し上げ奉り候ところ、上様におい
ても奇特のことにおぼしめされ早速御勘考もあらせらるべく
候ところ、当時節柄、御取締向きなどにことごとく御心配遊
ばされ、ことに来る十九日はいよいよ本所法恩町(寺)橋辺
りへ御普請御出来、御引き移り遊ばされ候に付き種々取り込
み、みでの通りしきつ罷りあり候間、御上様にても右事ばか
り何分御勘考御付き遊ばされず、いずれ追って出京の沙汰に
相成り候か、またはこなたより出役にて申し入れ候か、左に
相心得帰村これあるべき旨、仰せ出され候に付き取りあえず
帰村申し上げ候ところ、御上様より御目録五百疋、御酒代と
して二百疋下しおかれありがたき仕合わせ、厚く御礼申し上
げ奉り、頂戴仕りて相下がり申し候。もともと十七日前、田
所明細書差し上げ候旨、仰せ付けられ候に付き、左に記し差
し上げ奉り候。

一 同十八日朝、小網町上総屋太助宿より出立、翌十九日道中無
事、夕方帰村仕り候。

記

田所上、中、下 反別合わせ何十何町何反何畝歩
ただし、この儀は恐れながら御買入れの時節、明細申し上
げ奉るべく候
入付米千俵 ただし四斗入り。百姓方へ入付米に
内およそ米四百五十俵 御年貢納米高引き

利三條儀

本年御役金出仕高引

利三條儀

昨欠水損普請入用分引

金百五十兩

目録

西平儀也

今引利盛年

七年平儀

但差多事也

合米百五十俵

御金千兩

右新平千俵

右新平千俵 御金千兩 利盛年御役金出仕高引

右新平千俵 御金千兩

右の御金千兩、御役金出仕高引

西平初年

元金千兩

或年目或千兩

或年目或千兩

或年目或千兩

或年目或千兩

或年目或千兩

或年目或千兩

七年利盛年

日 利盛年

日 利盛年

日 利盛年

日 利盛年

日 利盛年

日 利盛年

およそ米三十俵 年中御役金出仕高引き
およそ米二十俵 畦欠け水損普請入用分引き
合米五百俵なり
引き残して米五百俵なり まったく利徳米
ただしこの石二百石なり

七か年平均。金一兩に付き米二斗替え。代金千兩

右入付米千俵

御買入代金およそ一万兩の利徳米五百俵。代金千兩なり

右にて五分の割合に相当たり申し候

右の利盛五分の割合にて仕立て、左に申し上げ奉り候

酉年初年

元金千兩

二か年め元二千百兩に

三か年め元三千三百十兩に

四か年め元四千六百四十一兩に

五か年め元六千五百五兩に

六か年め元七千七百十五兩二分に 同利盛七百七十一兩二分に

七か年め元九千四百八十七兩に 同利盛九百七十八兩と永七

一か年利盛百兩に

同 利盛二百十兩に

同 利盛三百三十一兩に

同 利盛四百六十四兩に

同 利盛六百十兩二分に

同 利盛七百七十一兩二分に

同 利盛九百七十八兩と永七

百文

全三万石有餘

西之文

今本年九月に元金御差入れに相成り申し候

右はまったく七か年めに元金御差入れに相成り申し候。
 同二十二日、鶴舞表宮本様、三坂様へ去る十九日帰村仕り、
 かつ東京御屋敷様より御伝達のござ候に付き、御当所へ罷
 り越し申し上げ奉り候。さて、宮本様にて昼後七つ頃より御
 酒頂戴、夜に入り三坂様御着後一座にて種々御代金頂戴仕り
 一泊御願ひ、翌二十三日早朝より宮本様にてまたまた御酒頂
 戴仕り、三坂様よりも御酒下され候由にてたびたび御使い下
 され、昼前四つ半ころ宮本様、若旦那御同道にて三坂様へ罷
 り出、種々またまた御馳走頂戴仕り七つ頃御暇頂戴致し、入
 合（相）帰宅仕り候。もともとこのたび御伺い一儀、御両公
 様へ申し上げ候ところいざれ来る二十六日佐野様、宮本様御
 出京遊ばされ候に付き、兩人にてとくと右事ばかり御伺い申
 し上げ、御帰村の上吉左右（きつそう）仰せ聞かされ候旨、
 御兩人様より仰せ聞かされ候。

同十一月二十三日、御頭取三坂様より御状到来、拜見仕り候
 ところ、昨二十二日佐野様、宮本様御帰村に付き御用これあ
 り、近々罷り出べき旨仰せ聞かされ候間、二十五日、三坂様
 へ差し上がりそれより宮本様へ御帰村見舞い申し上げ、御同
 人様御同道にて

上
 月土日を以て左の如く御帰村の上吉に御見舞い申し候
 佐野様も同様の御見舞い申し候と御旨に御承知申し候
 三坂様も同様の御見舞い申し候と御旨に御承知申し候

佐野様は在りて身之傍に在りて先刻佐野様
御座りて先刻佐野様へお越しに成られ候由、これより
宮本様御同道、佐野様へ差し上がり候ところ、三坂様いらせ
られ、佐野様先刻御他出なられ候由、右に付き御兩人様別席
にてしばらく御相談遊ばされ候上、奥御座敷へ御招きになら
れ、今日は佐野様御留守には候えども手前共より申し渡し候
由、宮本様よりさて先だつて中、御伺いなられ候田所御買入
れ事ばかり御伺い申し上げ候ところ、当節御用多にて何分に
も決着に相成り兼ね、奇得(特)の段御満足におぼしめし遊
ばされ、手前共よりきつと申し候よう仰せ出され候由。
一 同席にて、ついでには昨午年三月中、三坂様名前にて田所質物
代金四百両の儀はまったく御上様の御手元金にてこれあり候
に付き、当未年より御直納致されべき旨、御兩人様より仰せ
渡され御請け申し上げ奉り候、よつては昨午年差入れ候質物
証文書替え、東京詰め頭取岩淵雪様、牧野多満様御名当に認
め直し差し上げ候よう、これまた仰せ付けられ御請け奉り候。
一 同席にて、かねて建て置かれ候御役所向き、これまで迷惑に
これあり候旨仰せ聞かされ、よつてはこのたび右役所、残ら
ずそこもとへ下し置かれ候御沙汰、その段承知なざるべき由
仰せ聞かされ、誠にありがたき仕合わせ、すなわち頂戴仕り
御礼申し上げ候。御兩人様も佐野様より申し渡すべき善のと
ころ御留守ゆえ手前共より右事ばかり口々申し渡し候と仰せ
聞かされ候。時刻は昼後未の下一刻にごさ候。御兩人一緒
に佐野様罷り出、御門前にて御暇申し上げ帰宅仕り候。

一 同席にて、かねて建て置かれ候御役所向き、これまで迷惑に
これあり候旨仰せ聞かされ、よつてはこのたび右役所、残ら
ずそこもとへ下し置かれ候御沙汰、その段承知なざるべき由
仰せ聞かされ、誠にありがたき仕合わせ、すなわち頂戴仕り
御礼申し上げ候。御兩人様も佐野様より申し渡すべき善のと
ころ御留守ゆえ手前共より右事ばかり口々申し渡し候と仰せ
聞かされ候。時刻は昼後未の下一刻にごさ候。御兩人一緒
に佐野様罷り出、御門前にて御暇申し上げ帰宅仕り候。

一 十二月九日の事、中御見舞い候、御見舞表へ罷り越し佐野様へ
 差し上り、寒中御見舞い申し上げ、数の子目方百五十匁袋入
 りにて差し上げ申し候。その節、旦那様御在宅にて奥座敷へ
 罷り通り、旦那様より先般三坂様、宮本様より仰せ聞かされ
 候口々事ばかり仰せ聞かされ、なおまた、質物代金まったく
 御上様御手元金の趣、御伺い申し上げ候ところ、相違これな
 き段仰せ聞かされ候。それより三坂様、宮本様へ寒中御伺い
 数の子百五十匁ずつ差し上げ申し候、岩淵様、牧野様へも同
 断、数の子百匁ずつ差し上げ申し候、大木様へ同断、数の子
 百匁差し上げ申し候、吉村源次様へも同断、数の子百匁差し
 上げ申し、今村様へ御道具御払いの儀に付き、唐蜜柑三百文
 分差し上げ申し、夜に入り帰宅仕り候、数の子一升、代八百
 文、一升目方二百匁 (完)

一十二月九日、寒中御見舞いとして鶴舞表へ罷り越し佐野様へ
 差し上り、寒中御見舞い申し上げ、数の子目方百五十匁袋入
 りにて差し上げ申し候。その節、旦那様御在宅にて奥座敷へ
 罷り通り、旦那様より先般三坂様、宮本様より仰せ聞かされ
 候口々事ばかり仰せ聞かされ、なおまた、質物代金まったく
 御上様御手元金の趣、御伺い申し上げ候ところ、相違これな
 き段仰せ聞かされ候。それより三坂様、宮本様へ寒中御伺い
 数の子百五十匁ずつ差し上げ申し候、岩淵様、牧野様へも同
 断、数の子百匁ずつ差し上げ申し候、大木様へ同断、数の子
 百匁差し上げ申し候、吉村源次様へも同断、数の子百匁差し
 上げ申し、今村様へ御道具御払いの儀に付き、唐蜜柑三百文
 分差し上げ申し、夜に入り帰宅仕り候、数の子一升、代八百
 文、一升目方二百匁 (完)

佐野とおる〓名の原文は貝偏に余。文字がなく「とおる」と
 した



井上正誠 (子爵)

(諸侯) 下総高岡 一万石

247

鎌倉市山ノ内一三〇五一
〇四六七―一三―三四五四

半右衛門清秀四男筑後守政重七代

正 紀

竹腰勝起二男
壹岐守
明和七、生
寛政三、三、七承
文化三、一〇、一三没

正 瀧

筑後守、如水
文化三、一、二、七承
天保一、一、二、二四
文久一、正、二四没

正 域

安房守、山城守
筑後守
天保一、一、二、二四
弘化三、九、一三没

正 和

正藏二男
筑後守
弘化三、一、一、五承
慶應三、三、二八隠
明治四、一、一、一四没

正 順

宮内少輔
安政元、七、二八生
慶應三、三、二八承
明治三七、一、六没

夫人於京

井上正國(正紀先代)長女

夫人於米

大岡忠正女(離)

夫人於香那

大久保(烏山)忠誠五女

夫人

竹腰正定四女

夫人愛子

徳川(水戸)齊昭二女
安政元、一、一六生
大正三、八、一八没

正 言

明治九、五、三〇生
明治三七、一、二三承
大正一四、三、一〇没

正 鑑

南部(八戸)利克二男
信濃 陸軍航空兵少尉
明治三三、六、二七生
昭和三、三、二承
平成五、六、七没

正 誠

昭和四、四、三生

惠

昭和四〇、一、一七生

夫人敬子

池田(若櫻)徳定長女
明治一、一〇、二七
昭和二五、一、二八没

正 方

明治三六、一、四生
大正一、一〇分家
平成元、四、一没

夫人綾子

正言二女
明治三八、一、二、一四

正 敏

昭和八、八、二八生

夫人律子

齊藤昭司妹
昭和六、四、一五生

夫人きみ

漢島 某二女
昭和五八、八、二二没

政重は正就の弟で、大目付としてギリシタン禁制に努力し、寛永十
七年一万石を領有して大名に列し、同二十年三千石を加増された。

万治三年正清は分知して一万一千五百石を領有し、ついで延宝三年
政蔽も分知して一万石となって下総高岡を居所とし、維新に至った。



井上

(子爵)

(諸侯 常陸下妻 一万石)

主計頭正就孫中務少輔正任三男遠江守正長六代

正廣

遠江守 安永元、生 寛政元、三、一四承 寛政一、七、四没

正建

井上正家二男(正廣弟) 正阜 内膳正、左近将監 安永五、生 寛政一、一、一六承 文化一三、九、一四隠 文化一四、八、三没

正盧

松平(島原)忠馮二男 内膳正 寛政四、生 文化一三、九、一四承 文政二、一、二、一九没

正民

井上(濱松)正甫二男 遠江守 文化四、生 文政三、二、一三承 文政一、三、二四没

正健

大久保(小田原)忠真 弟忠隆長男、遠江守 文化一四、生 文政一、五、一六承 弘化二、七、二九没

夫人

夫人 墨

正民妻女 井上(濱松)正甫八女

正誠

青山忠良四男 遠江守 天保五、生 弘化二、九、二一承 嘉永五、六、二八没

正信

井上(濱松)正春二男 遠江守 天保一、生 嘉永五、八、二一承 安政三、九、四没

正兼

井上(濱松)正甫八男 伊豫守 文政六、八生 安政三、九、一〇承 慶應二、一、二三隠 明治一、八、七没

正巳

伊豫守 安政三、正、五生 慶應一、一、一三承 大正一〇、九、一四没

正國

明治一四、一、一、六生 大正一、三、一〇承 昭和二九、五、一〇没

嘉代

井上(濱松)正春五女 (離)

夫人喜代

飯田與四郎長女 天保九、五生 大正四、二没

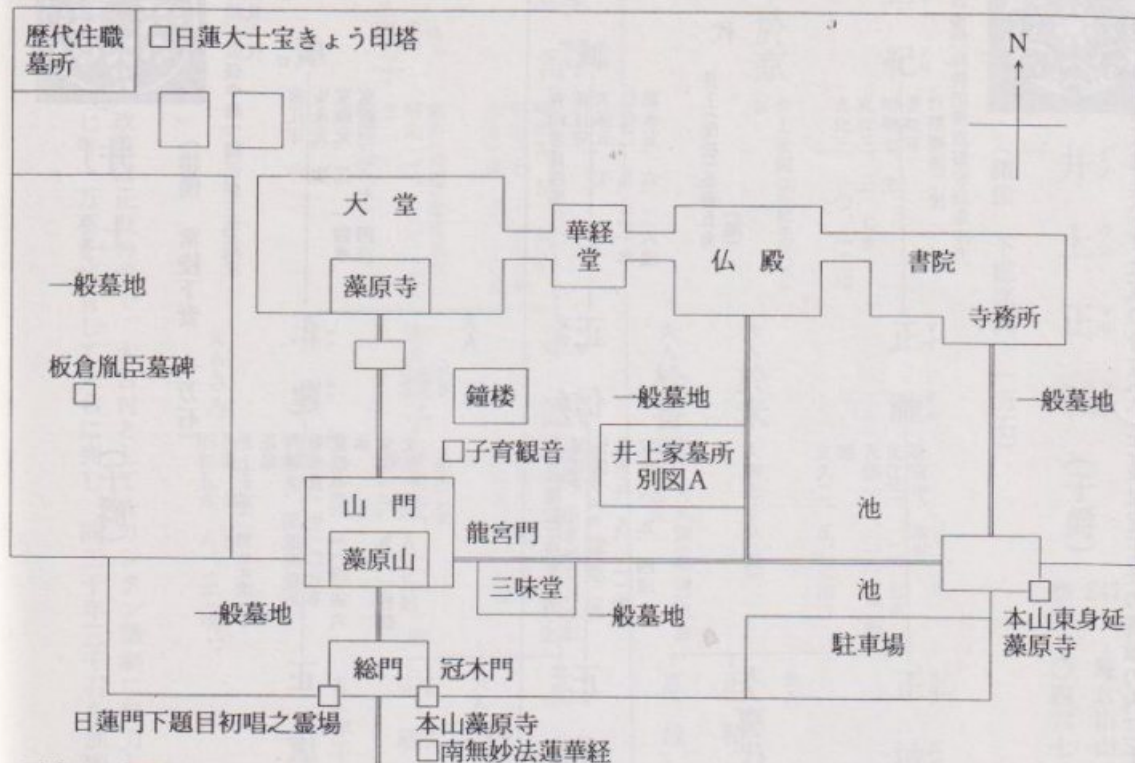
夫人種子

戸田(高徳)忠綱長女 文久元、二、一三生

- 正義 井上(濱松)正英嗣
- 千枝子 飯田延太郎夫人 明治一七、一一生
- 艶子 池田勝順夫人 明治二〇、一二生
- 季子 明治二三、七生
- 正頼 横田姓 明治二五、三生
- 甫 平田小三郎兼子 明治三〇、七生

当家は浜松井上家の分家で、正長は父正任の所領の内三千石を分知され、のち甲府綱豊の家老となり、正徳二年將軍家宣の遺命によつ

て一万石に加増され常陸下妻を居所とし、以後維新に至つた。



別図A

井上輝雄	至操院大姉	孝元天 ⑬正兼	慈覚院
井上源次郎墓	下妻井上家、分家		
受法院 ⑩童女	鶴舞井上家		
清香院 ⑩童女			

主要墓碑

鶴舞井上家

⑩正直娘浜姫=受法院殿妙幻日心大童女（角柱およそ1m=明治2年）

⑩正直娘昌姫=清香院殿妙花日栄大童女（" =明治4年）

下妻井上家、分家

⑬正兼、同室ほか=孝元天皇（第8代）王児大彦命、井上伊予守正兼、下妻1万石、妻喜代、井上雉太郎源正徳、妻りう、長男輝雄、次男源次郎、3男井上齊（角柱およそ2m=昭和36年）

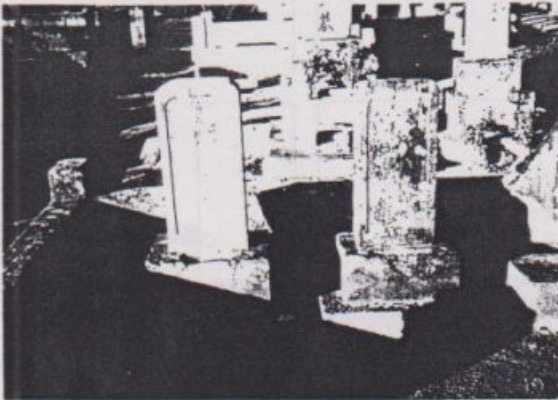
井上輝雄源正義墓（自然石およそ1.5m=明治6年）

井上源次郎之墓（" およそ1m）

至操院殿妙静日瑠大姉（宝塔およそ2m=明治18年）

慈覚院光明日正居士、光明（角柱およそ1.5m=昭和20年）

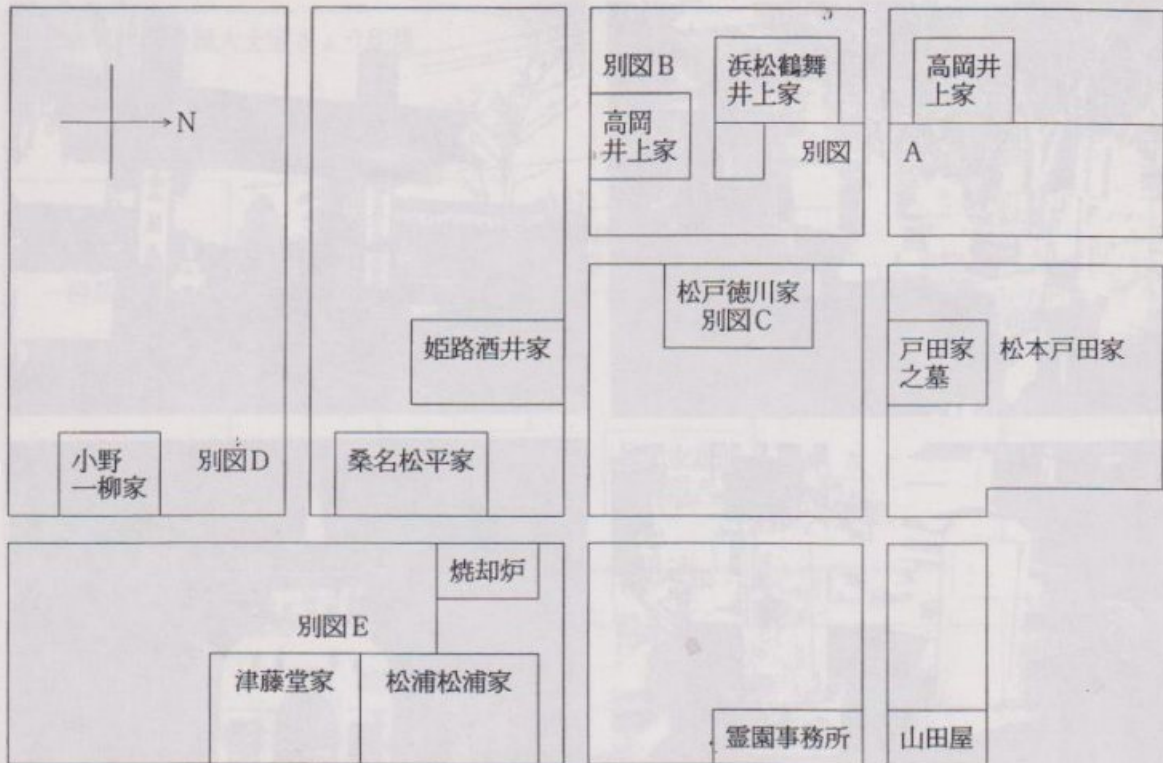
鶴舞井上藩ゆかりの藻原寺



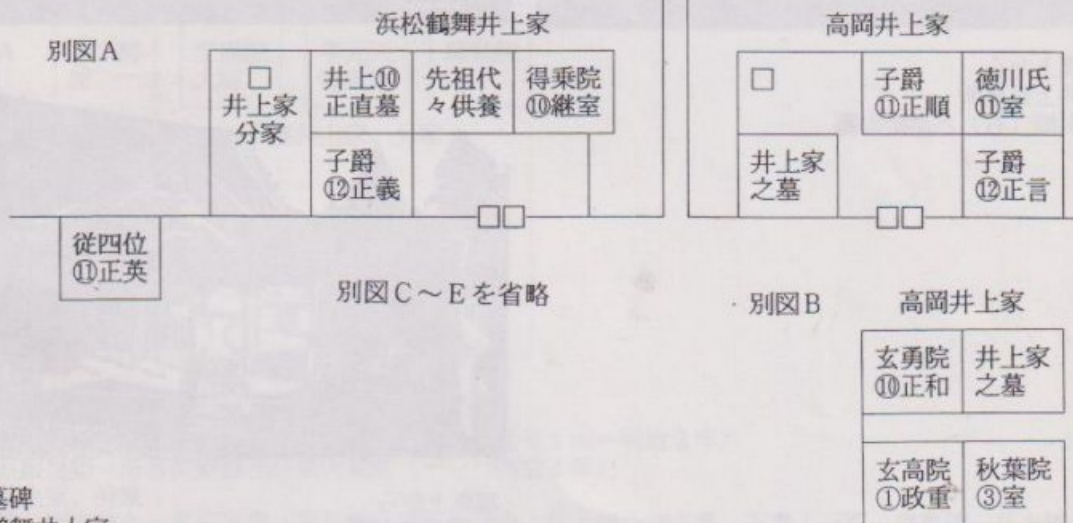
写真上から
①井上家墓所
②浜姫（右）と昌姫の墓



写真上から
①藻原寺山門
②" 総門
③" 大堂



平成12年、15-1調べ



主要墓碑

浜松鶴舞井上家

⑩正直=正三位井上正直之墓（角石およそ2m=明治37年）

⑩〃 室行板倉勝股娘=得乗院殿妙智日行大姉（変形宝塔およそ2m=明治29年）

⑩〃 8男直生=正四位井上正直朝8男井上直生稚子郎子之墓（柱型およそ3m=明治21年）

⑪正英=従四位子爵井上正英之墓（角柱およそ2m=明治39年）

⑫正義=子爵井上正義、室井上孝子、長女井上綾子之墓、義妙院殿正義日見居士ほか（〃 =昭和20年）

①正就、②正利、③正任ほか合祀=為先祖代々供養（変形五輪塔およそ2m）

高岡井上家

①政重=玄高院殿幽山日性大居士（宝きょうおよそ3m=万治4年）

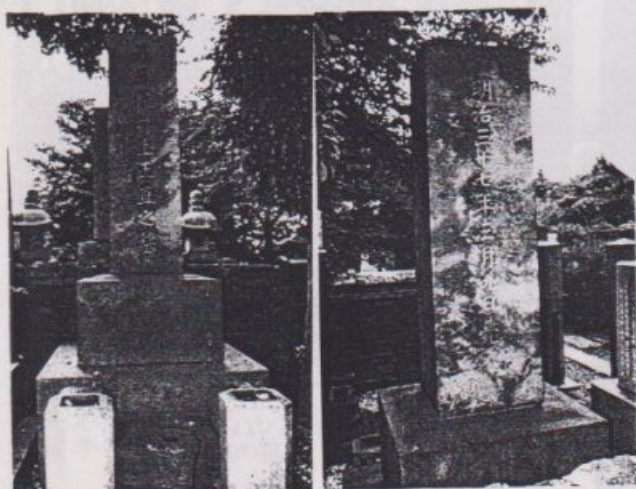
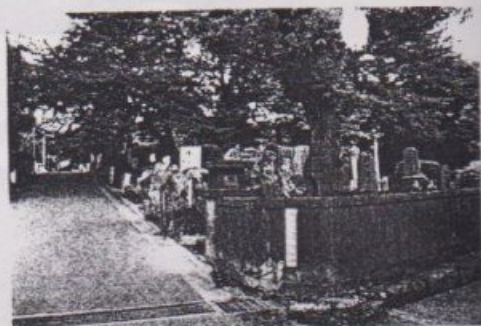
③〃 室毛利就隆娘千代春子=秋葉院殿法順元正大姉（位牌型およそ2.5m=元禄12年）

⑩正和（②政清、③正敏、④政鄰、⑤正森、⑥正国ほか合祀）=玄勇院殿前筑後守従五位下井上正和墓ほか（宝きょうおよそ2.5m=明治4年、改葬合祀）

鶴舞井上落ゆかりの染井霊園

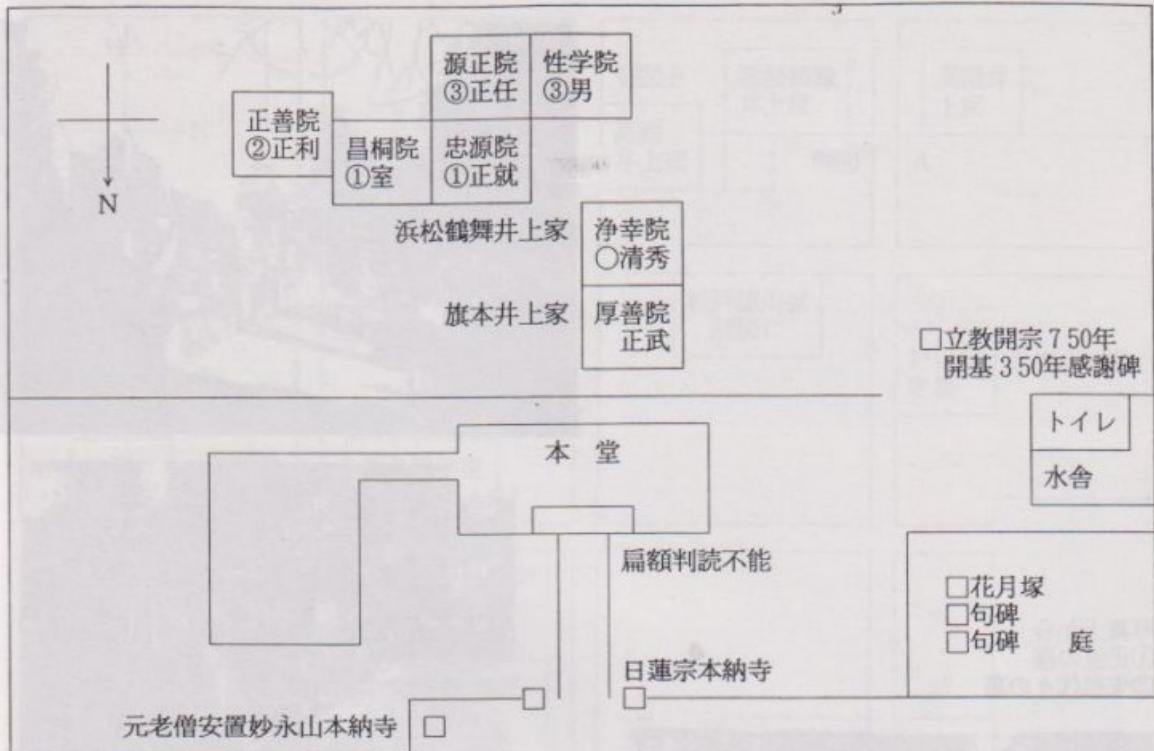


写真上から
①正直の墓
②先祖代々の墓



写真上から
①染井霊園
②"
③井上家墓所





平成13年1月調べ

浜松鶴舞井上家

○清秀（正就の父）＝為浄幸院玉林善提□、井上半右衛門（宝きょうおよそ2m＝慶長9年）

①正就＝忠源院殿智源日利大居士、井上主計頭正就（宝きょう2.2m＝寛永5年）

①〃 室市川氏＝昌桐院真隆日□大姉、井上主計頭妻市川氏（〃 2.0m＝正保5年）

②正利、同室鳥居成次娘＝正善院殿智源日利大居士、井上主計頭正利、放光院殿日通大姉（〃 1.9m＝延宝3年、正徳2年）

③正任、同室本多忠義娘＝源正院殿了学日任大居士、井上中務少輔正任、春光院殿妙巖日真大姉（〃 2.2m＝元禄13年、宝永元年）

③〃 男正森＝性学院殿休山日栄大居士、井上出雲守正森岱雲墓（〃 2.1m＝正徳4年）

旗本井上家

正武＝厚善院殿従五位下前志摩守源朝臣正武是春日晃大居士、井上志摩守正武ノ墓（〃 およそ2m＝明治12年）

清秀の墓近くに、同室碑、下妻井上家角柱合祀碑があるとされるが確認できていない

鶴舞井上藩ゆかりの本納寺



写真上から
①正就の墓
②清秀（右）と分家の墓



写真上から
①本納寺
②井上家墓
③"

” 14-8~弘化2-1 ”	向柳原=台東区浅草橋1-4、5、12、15、23~26、35、36、JR浅草橋駅西口側半分、遠藤ビル
弘化2-1~嘉永4-12 ”	浅草新寺町=江東区元浅草1-1~3、6、7、9~13と4、6の一部、都立白鷗高校の一部、銀線ビル、NTT台東北管理
嘉永4-12~文久2-10 ”	浜町=中央区日本橋人形町2-17、18、33、34と20の一部、ホテル吉兆、坂本、世界湯、丸友
文久2-10~元治元-9 ”	大名小路=丸の内1(再=前出)
元治元-9~明治はじめ ”	蠣殻町=中央区日本橋蠣殻町1-32~37と23、24の一部、京樽物品センター、浜屋商事、ライオンズマンション日本橋2
慶応2-2~慶応3-10 役屋敷	常磐橋御門内=千代田区大手町2-1、2、5、6、アーバンネット大手町ビル
正徳6-1~” 3-10 中屋敷	本所六間堀=江東区常磐1-1~5、常磐湯、常磐マンション、柿沼商店、高瀬紙工
慶応3-10~明治維新 ”	半蔵御門外=千代田区隼町4、国立劇場
寛文ころ ~” はじめ 下屋敷	青山隠田=渋谷区神宮前3-9~12、16、17と5~7、14~16の一部、原宿中学校の一部、原宿ハイツ、エーテル青山、東京新聞寮

⑤旧藩邸の明治維新以降の推移/①明治2年図、②4年図、③8年図

蠣殻町上屋敷	①井上河内守	②井上河内守	③井上河内守
本所六間堀中屋敷	①細川	②高瀬細川	③高瀬細川
半蔵御門外中屋敷	①元火消屋敷	②黒塗	③黒塗
青山隠田下屋敷	①井上河内守	②元井上河内守	③元井上河内守

菩提寺/①寛政重修諸家譜、復元情報地図ほか、②文献、③塚原氏調べ、④現状

- ①丸山浄心寺(代々)20D-03=法華宗、大覚山、法恩寺末。文京区白山1-36
 本納寺(代々移葬)7F-02=法華宗、妙永山、法妙寺末。豊島区雑司が谷3-19、南池袋3-18
 池上本門寺(正就)日蓮宗、大田区池上1-1
 染井靈園(明治以降)都営、豊島区駒込5-5
 茂原藻原寺(鶴舞菩提寺)日蓮宗、茂原市茂原1201

②江戸大名墓総覧1260(本納寺)大乘寺墓地の石段下のすぐ左側の一角が本納寺の別墓地である。現在空地となり分譲されている全域に浜松藩井上家の墓所が建造されていたが、平成3年7月に無縁墓として改葬廃棄されている。改葬前には初代正就以降、9代正春までの江戸期の9藩主ほか婦女子全16基の石塔が建造されていた。改葬前=初代正就夫妻、2代正利夫妻、3代正任夫妻、4代正岑夫妻、5代正之夫妻、6代正経夫妻、7代正定夫妻継室、8代正甫夫妻継室、9代正春夫妻、ほか。現在=初代正就夫妻、2代正利夫妻、3代正任夫妻、正任男正森。

本納寺々報61号(本納寺)同家(浜松井上家)の歴代藩主の葬地を見ると初代正就は領地の本源寺であります。2代正利以降、江戸期に死去した9代正春までの8藩主墓はすべて江戸丸山の浄心寺であります。(中略)浄心寺に建造された井上家の墓所ですが、明治42年に本納寺の離れ墓地に改葬され平成8年夏にさらに本納寺本堂裏に再改葬されています。本納寺の御住職もなぜ井上家の墓所が同所に改葬されたのかは不明であるといえます。(中略)明治以降に死去した10代正直、11代正英はともに改宗し神式で祭祀が行なわれています。(中略)向丘浩妙寺には得乗院殿(10代正直室)と真月院殿の2霊の墓所が建造されていましたが翌年の明治43年7月に改葬されています。

江戸大名旗本の墓116(法明寺東墓地)豊島区南池袋3。法明寺支院5寺ほか4寺合同墓地。中段本納寺墓地は浜松井上家墓域。荒涼索莫の一言に尽きる。もうこれ以上荒れることはないだろう。初代正就、2代正利、3代正任以下歴代藩主と室、子女たちの墓がある。江戸時代の菩提寺は浄心寺となっているがどのような経緯があってここに葬られたかわからない。なお、平成2~3年ころ本納寺墓地井上家の墓碑は改葬整地された。すでに無縁となっていたのであろうか。

江戸大名墓総覧937(本門寺)浜松井上家。忠源院殿隆昌日操大居士=初代正就。同所は戦後、周辺に散在していた墓所を改葬し石塔を集石したもので、同墓が当初、どこに建造されていたのかは不明である。徳川将軍家大名の墓76、江戸大名旗本の墓57(本門寺)建中年間建立、日蓮が命名。戦災で大伽藍の大半を焼失したが再建。経堂と五重塔往時の古色残す。井上正就、碑面は鮮明だが廃墓のようである。紀伊、水戸、加藤熊本、前田金沢、細川熊本など菩提寺、お万の墓

徳川将軍家大名の墓172、江戸大名旗本の墓119(染井靈園)井上家などは明治以降の墓。井上浜松、井上高岡、黒田久留里ほか菩提寺

③浄心寺。白山1-36マンション107号室。堂宇、墓地なし。寺院の形態をなしていない

④本納寺、本門寺、染井靈園、藻原寺の井上家関係墓碑 別紙調査マップ図参照

市原の大名旗本家資料事典(山岸弘明)

⑨遺跡所有者。佐瀬鶴岡家=長屋門(伝御学問所門)。池和田渡辺家=杉戸4枚(伝鶴舞城)。馬立安藤家=手縫い畳(表、縁取替。伝鶴舞城)――

⑩明治6-8-15。千葉県第5大区4小区、上総国市原郡鶴舞村子来、旧藩主井上正直邸をもって第1大区22番中学区、138番~141番連区第38番小学区と定め校費1ヶ月金69円50銭を備え8月15日開業式を行なえり。明治43-11-23。新校舎落成式、経費7,400円を要する

⑪往時懐想(真島さち)。旧校舎それは井上河内守の御殿の跡の一部でした。部屋部屋の畳をはずし、荒けずりの床板で教室の小窓の腰板には襖紙が張ってあり、室々の区切りは厚い板戸のはめ込み、教室は北から数えて南へ6室ほど南の端に教師の宿直室あり、その北隣が校僕の部屋、その縁側はひどく床が高かった。(中略)南の裏通用口近くにはねつるべの井戸があった。それは昔使った大井戸で深く怖かった。(中略)

東の正面から入った校舎、朱塗りの色褪せた門を入ると広い土だけの庭、雨の時は水たまりがどろんこになる。庭中に椎の大木がポツンと一本残ってあった。北に梅と桜の古木とツゲの木が広がっていた。

(中略)正面から入って運動場を真っ直ぐに行った所に大玄関がある。玄関前に石畳がありケヤキの一枚板を並べた豪勢な大名玄関、両隣のはめ板は玉モク、釘止めに金の丸いおわんのようなギボシが打ってあった。分厚い一枚板の一段を上がったところに重い大戸が4枚あって子供には動かない。玄関の板の間は女の子の鞠つきやお手玉遊びに適したよい遊び場であった。大戸から中は10畳ほどの広間、その一角に大きな昔のやぐら太鼓がしっかりと取付けてあった。

⑫鶴舞城 別紙「城を歩く会」案内資料ほか参照

明治期の城下人口変遷/①市原市史、②迅速測図

①明治3-3 民部省提出統計。華族4(知事一家男1、女3)、士族1,200、卒族1,900、平民59,000、僧350、神官206ほか(全領)

“ 4年廃藩置県直後統計。士族2,200(卒族上位を編入)、卒族1,000、平民54,000、人口59,000

“ 7年。戸数627、人口3,126。千葉県第8位(鶴舞のみ)

“ 13年。戸数368、人口1,572。千葉県第21位

“ 19年。戸数271、人口1,275。千葉県第39位

②明治15年測量図。旧武家地およそ50戸、旧町人住宅地およそ100戸。城地30%、武家地50%が桑畑

①士族だった家も今では大方離散して鶴舞近辺に残っているのは約30戸にすぎない。明治4年7月14日鶴舞藩は廃されて知事井上正直は本官を免ぜられ、8月13日東京へ移住のため小雨の中を正五つ時(午前8時)発駕し、2年10か月の藩政に終止符がうたれてからまだ百数年しか経ていない。時世の移変わりの激しさに驚くばかりである。

以降の変遷/①新修華族家系大成、②別冊歴史読本全華族一覽、③日本の名家

①井上正徳(子爵)世田谷区下馬6-33、都立日本橋高校。諸侯、浜松のち鶴舞60,000石

正直(河内守、侍従。天保8-10生、弘化4-4承、明治17-3隠、37-3没)――正英(英之。明治9-3生、17-3承、39-2没)――正義(井上正巳2男。明治16-4生、39-3承、昭和18-6隠、20-3没)――正徳(明治41-10生、昭和18-8承)――正世(昭和23-3生)

②明治17-7子爵。正英――正義――正徳――正世

③井上正徳=東大文。妻暎子=東京女子大英文。長男正世=東大工、住友重機。妻真澄=津田塾大。正世長女□賀

江戸屋敷/①東京市史稿、②諸向地面取調書、③復元情報地図、④変遷図、⑤変遷

①43-126 嘉永4-12=正直 浅草新寺町差上げ、浜町内藤紀伊守屋敷拝領

46-848 文久2-10=“ 屋敷差上げ、大名小路水野出羽守屋敷拝領

47-417 元治元-9=“ 大名小路差上げ、浜町蠣殻町酒井下野守、本多肥前守、奥山采女屋敷4,620坪拝領

48-10 慶応2-2=“ 常磐橋御門内松前伊豆守屋敷役中拝領

48-446 “ 3-10=板倉勝静 常磐橋御門内井上河内守屋敷拝領

48-446 “ 3-10=正直 深川六間堀中屋敷差上げ、半蔵御門外元火消屋敷拝領

②上屋敷=浜町3,816坪。拝領中屋敷=深川六間堀4,932坪、拝領下屋敷=青山原宿16,676坪

③上屋敷=26H-10。井上河内守正直、浜松60,000石。3,816坪=日本橋人形町2(後出)

中屋敷=31E-10。 “ “ 4,932坪、池泉=常磐1(後出)

下屋敷=9D-05。 “ “ 16,676坪=神宮前3(後出)

④2-(3)西の丸下より馬場先御門、西の丸大手腰掛うしろ。(元禄8年大久保加賀守)享保2年井上河内守(17年松平左近将監、寛延3年堀田相模守)宝暦12年井上河内守(文化5年土井大炊頭)=千代田区皇居外苑1、皇居前広場二重橋前交差点(正徳4-9~享保8-4、宝暦12-1~明和元-5)

5-(4)虎御門内。(正徳元年松平周防守)寛政4年、文化5年、天保9年井上河内守(文久元年松平伯耆守)=霞が関3(後出)

6-(8)浜町入堀南側。(天保11年永井肥前守の一部)4年、文久元年井上河内守=日本橋人形町(後出)

17-(4)下谷、浅草のうち。(享保年中織田近江守)当時(年記載なし)井上河内守=元浅草1(後出)

⑤明和9-3~天保11-11 上屋敷 虎御門内=千代田区霞が関3-1、大蔵省の一部

天保11-11~“ 12-4 “ 大名小路=千代田区丸の内1-7、9、10、JR東京駅の一部

“ 12-4~“ 14-8 “ 西の丸下=千代田区皇居外苑2、皇居前広場内堀通り中央

山崎村	66石	菅野村	100石	折津村	149石
日竹村	158石	月崎村	348石	根向村	36石
大久保村	264石	国本村	213石	芋原村	65石
石塚村	104石	柳川村	134石	○地	227石?

- ④ 湿津村(関井戸村) = 明治元 - 7 芝山 典。同 - 110 井上河内守
 " (喜多、犬成、大作、葉木村) = 明治はじめ井上河内守
 " (滝口村) = 王政後水野忠敬、ついで井上河内守
 市西村(相川村) = 明治元 - 7 芝山 典。同年井上河内守(市西村の他村は水野出羽守)
 養老村(山田區、磯ヶ谷區) = 明治元 - 7 芝山 典。同 - 11 井上河内守
 " (松崎區) = 明治元 - 4 保科弾正忠預かり、同 - 7 芝山 典、同 - 9 滝脇丹後守、同 - 11 井上河内守
 明治村(皆吉、金沢、大蔵、藪、岩村) = 明治元 - 7 芝山 典。同 - 9 水野出羽守。同 - 11 井上河内守
 内田村(江子田、石川、安久谷、米沢、真ヶ谷、原田、宿、堀越、島田、市場、奥野、水沢村) = 明治元年芝山 典。同年井上河内守
 鶴舞村(田尾、山小川、池和田、矢田、下矢田村) = 明治元年水野出羽守。同 - 7 芝山 典。同 - 12 井上河内守
 高滝村(宮原、加茂村) = 明治元 - 7 芝山 典。同 - 10 井上河内守
 養老村 = 明治元年芝山 典。同年井上河内守
 久保村 = 明治元年芝山 典。2 - 3 井上河内守
 大和田村 = 明治元 - 9 井上河内守
 駒込村、山口村 = 明治元 - 7 芝山 典。同 - 9 水野出羽守。同 - 11 井上河内守
 本郷村 = 明治元年芝山 典。同 - 12 井上河内守
 外部田、不入村村など = 駒込、本郷に同じ
 宮山村(吉沢、新井、小谷田、古、藪村) = 明治元 - 10 芝山 典。2 - 1 井上河内守
 平三村(平蔵、小草畑村) = 明治元年井上河内守
 " (米原村) = 明治維新後水野出羽守、ついで井上河内守
 里見村(徳氏、田淵、飯給、柿木台、月出、万田野、大戸、平野村) = 明治維新芝山 典。2 - 1 井上河内守
 白鳥村(折津、大久保、国本、月崎、柳川、菅野、石崎村) = 明治元年黒田豊前守継続。2 - 1 井上河内守
 " (朝生原、戸面、石神村) = 太田丹後守継続。2 年芝山 典

⑤ 明治初期の古文書などによれば池和田村は菊間藩の所領となる(山小川、田尾、矢田、下矢田なども)。御園生家文書。水野出羽守殿御奉行御代官御巡見入用帳 = 明治 2 年巳正月(この時点で池和田村などは菊間藩領であったといえる)

鶴舞城、鶴舞藩庁 / ①市原郡誌、②埋蔵物文化財分布地図、③鶴舞城の沿革、④ふるさと池和田の歴史、⑤千葉県史料、⑥市原市史、⑦維新後大年表、⑧幕末維新史事典、⑨塚原氏調べ、⑩鶴舞小百年の歩み、⑪山岸資料ほか

① 鶴舞町鶴舞字北子来にあり、井上正直子の居城たり所なり。明治 2 年正直浜松より移封され、地をここに相し仮に藩邸を設けてここにいる。未だ築城の工を創むるに至らずして廢藩置縣の改革あり、ゆえに今に存する所のものは塹壕堤塁の一部にしていまの鶴舞尋常小学校校舎のある所すなわちこれなり。

② 12 - 94。鶴舞城跡。鶴舞字鶴舞、黒石。城跡。近世。空堀、外側土塁、通用門跡。台地上、畑地、宅地。県台帳 452

③ 鶴舞城址の略図(注意 = 各種資料や現況と照合して信憑性がない)

鶴舞村町人住宅居住図(明治 3 - 4、鶴舞鶴岡家蔵)(正確に当時の城下を記している)

④ 江戸時代の池和田村絵図。地形、とくに堰を濠として利用したことなどがわかる。

⑤ 上総国市原郡石川村のうちほとんど無税に属する一小高原あり字桐木野と称す。明治 2 年 3 月同済のうえこれを開墾し公庁および知事、藩士邸宅数百戸建築に着手す。同 3 年の歳晩その工はぼ竣るを告ぐ。依って藩庁をこの地に開く鶴舞これなり。その費用は朝廷よりこれを給せられる。なおこれを補うに歳入をもってす。郭内広小路分ちて一番小路、二番小路、南北三番小路、南北四番小路、南北五番小路、馬場先、蔵前、黒石、表谷中、裏谷中、汜小路、池崎、常住と字す。(中略)以上広口大約 35 万坪余、すなわち藩士宅の宅地に割与す。しっかい士卒の私費をもって開墾せしめたり。しこうして官金をもってその居宅を建てしむ。

⑥ 明治 2 年 10 月 ~ 3 年 9 月までの 1 カ年間の歳出は(中略)鶴舞営繕費は米 3 石 1 斗余、金は 51,000 両、永で 122 貫、翌年度は米はなくて金で 34,000 余両、永で 75 貫文余となっている。これは鶴舞本営普請の費用である。(中略)なお田淵村田村家日記によると鶴舞陣屋工事の夫役日に一人につき玄米 5 合を弁当として与えるため穀類を積立てておいたという。当時村内は飢饉であって村役人は貧民のことを心配したためという。

⑦ 明治 6 - 1 - 14。全国城郭、陣屋などの存廢を定めその廢物を大蔵省に移す。(大蔵省ではただちに全国の廢城を競売払下げ、取壊しを行なった)

⑧ 廢城一覧。鶴舞城 = 本格的な築城工事に着手しないうちに廢藩となり、建物は払下げ取壊し。城跡は鶴舞小学校となり、土塁、濠の一部が現存。(千葉県では佐倉城以外すべて廢城)

所領/①市原市史、②旧高田領取調帳、③鶴舞藩の沿革、④市原郡誌、⑤ふるさと池和田の歴史

①鶴舞藩の石高は上総国4郡(市原、埴生、長柄、山辺)のうち62,200余石、播磨国2郡(美さき、加東)のうちで6,800余石、合わせて69,000余石であった。上総国の知行村数は市原郡108村、埴生郡48村、長柄郡42村、山辺郡2村で合計206村戸数13,400戸、人口63,900人であった。

②滝の口村の一部(代官支配所)古敷谷村(酒井、吉川、小宮山、坂部、松平、鶴牧藩、代官)小谷田村(坂部、吉川、鶴牧藩、代官、妙典寺)佐瀬村(小田切、稲富、岡部、永井、太田、佐貫藩、請西藩)山小川村(高岡藩、代官、与力)葉地村(加藤、高岡藩)大作村、犬成村、喜多村(高岡藩)奈良村(春日、高岡藩)風戸村(高岡藩、日光寺領)板倉村(春日)麻生原村(岩槻藩、宝林寺)黒川村、石神村、戸面村、月出村(高岡藩)藤井村、門前村、西の谷村(井上)二日市場村(酒井=菊間藩経由)川在村(小栗、酒井)奉免村(酒井、夏日、満蔵寺)山口村(酒井、高林、塚原)大作村(河野)本郷村(近藤、酒井)岩崎村(酒井=菊間藩経由)引田村(同心=菊間藩経由)中村の一部(曾根、寛)矢田村(水野)下矢田村(小倉、豊島、寛、代官)岩村(寛)白塚村(寛、揖斐、上田、曾根、三島、請西藩)柏原村(寛、山下、揖斐、上田、請西藩)大戸(酒井)新井(酒井、観音堂=菊間藩経由)大崎村、古部村(請西藩)永吉村(近藤、杉浦、松平、戸田、請西藩)京角村(富永)高倉村(戸田、大河原、永見)平野村(近藤)宮原村(近藤、西大平藩、高滝神社、日精神社ほか)加茂村(水野、高滝神社)北崎村(近藤、石丸)小佐貫村(石丸、石丸、小倉)不入村(近藤、小倉、請西藩、貝具都智神社)中高根村(鈴木、太田、近藤、佐貫藩、常住寺)神崎村、小草刈村(鈴木伊兵衛)櫃狭村(鈴木、永井、三島)相川村(三島)国吉村(森、高田)磯谷村(仙石、浅井、榊原、佐貫藩、八幡神社)不入斗村の一部(小笠原、代官)草刈村(鶴牧藩)馬立村の一部(請西藩、三好=菊間藩経由)国吉村(三好=西国吉)皆吉村の一部(水野)山田久保村(水野)金沢村、大蔵村、萱橋村(三好)寺谷村(白須)上高根村(坂部、野野、川口、馬場、松平、伊丹、窪田、佐藤、石原、称礼寺)内田宿村、島田村、堀越村、市場村、奥野村、水沢村、江子田村、安久谷村、大西村、腰巻村、真福寺村、真ヶ谷村、原田村、土宇村(伊丹)下野村(筒井)高田村(本郷、中山)駒込村(天野=菊間藩経由)荒巻村(水野)金剛地村(安藤、石谷、内藤)吉沢村(市岡、小倉=菊間藩経由)大桶村(市岡、山下)豊成村(鶴牧藩)田尾村(水野、水野、林祥寺=菊間藩経由)牛久村、上原村(水野)平蔵村(館山藩)今宮村(鶴牧藩)久保村、藪村(山本)山田橋村(金田)菅野村(久留里藩、山神社)石塚村、根向村、芋原村、折津村、大久保村(久留里藩)柳川村(久留里藩、山神社)国本村、田淵村、川崎村、月崎村、日竹村、徳氏村、柿木台村(久留里藩)飯給村(久留里藩、石丸、真高寺)池和田村(田辺、鈴木、代官、光明寺)大和田村(布施、水野、光厳寺、面足神社、浅間神社ほか)関井戸村(森、佐貫藩)山田村(高井、建部、富永=菊間藩経由)外部田村(建部)米原村(岩手、御手洗、大通寺)姉ヶ崎村(鶴牧藩、柳ヶ崎神社、妙経寺)天羽新田村(鶴牧藩)椎津村(鶴牧藩、八坂神社)万田野村(代官)(石高など省略)

③鶴舞預域(村名、石高)(時期未詳、並順変更)

加茂村	228石	金剛地村	324石	藪村	342石	小佐貫村	344石
"	18石	板倉村	192石	岩村	109石	北崎村	135石
引田村	173石	永吉村	268石	石川村	268石	本郷村	540石
相川村	138石	"	44石	真福寺村	92石	大和田村	129石
松崎村	277石	宗角村	151石	腰巻村	157石	"	88石
磯谷村	767石	高田村	213石	大西村	75石	久保村	470石
山田村	369石	高倉村	151石	真谷村	157石	外部田村	128石
土宇村	558石	奈良村	88石	悪谷村	122石	駒込村	206石
二日市場村	296石	"	24石	原田村	226石	山口村	288石
櫃狭村	108石	古都辺村	173石	江子田村	137石	大作村	154石
大桶村	403石	馬立村	475石	奥野村	317石	不入村	181石
川在村	195石	"	77石	堀越村	128石	"	73石
"	114石	上原村	108石	宿村	281石	"	35石
新巻村	230石	上高根村	997石	島田村	126石	古敷谷村	235石
犬成村	242石	中高根村	681石	市場村	225石	"	203石
大作村	67石	萱橋村	310石	水沢村	97石	"	21石
喜多村	176石	岩崎村	308石	田尾村	629石	小谷田村	131石
滝の口村	163石	寺谷村	280石	池和田村	252石	小谷村	62石
"	1石	牛久村	188石	"	297石	吉沢村	228石
神崎村	122石	奉免村	300石	矢田村	55石	新井村	134石
関井戸村	482石	妙香村	363石	下矢田村	351石	"	134石
下野村	134石	中村	122石	"	36石	飯給村	209石
瀬又村	325石	佐瀬村	226石	山小河村	14石	"	100石
番場村	294石	"	525石	"	1石	徳氏村	312石
"	12石	"	11石	平蔵村	805石	平野村	198石
押沼村	227石	皆吉村	950石	米原村	250石	大戸村	167石
"	3石	山田久保村	94石	小草畑村	107石	万田野村	171石
中野村	105石	金沢村	115石	宮原村	100石	柿木台村	277石
国吉村	858石	大蔵村	59石	"	77石	田淵村	449石

内守は鶴舞表検分、石川村七郎兵衛宅へ泊まっている。17日には家族も到着している。3月12日には石川村地内桐木原へ仮に陣屋を作って家来と共に住居したい旨の伺書を弁事局へ提出し許可されたのであった。かくて桐木原開拓陣屋作りは始められ約1か年をへて3年4月に落成をみたわけである。(中略)さて陣屋が完成するまでの藩士およびその家族の生活は長南宿ならびに近隣の村々に分宿していた。700人余の家臣の家族を含めると3,000人を超す人口増を収容することは容易なことではなかったことがわかる。1家族12人という藩士もあったという。それゆえに陣屋の1日も早い完成と移転とが望まれていたのであった。

市原郡内田郷石川村の内の桐木原は高原状の台地ではほとんど無税に近い原野であり家は7軒あったと伝えられている。河内守は長南仮本営へ着任した翌々日に陣屋の適地として石川村周辺の検分を行なっているのであって既に藩士に命じて下見させておいたとも考えられる。(中略)翌3年4月には藩庁、知事邸宅、藩士の家屋が落成した。約1か年かかったのであった。4月17日には知事殿が鶴舞へ引移ることを各村々に通知している。同18日には鶴舞の町名が正式に決定された。(中略)市街地の面積は4万坪であった。藩士の居住地は35万坪、開拓は藩士の私費で行ない、家屋は官金で建てたという。21日に移転が完全に終わったわけではなく、その数日後までかかっているらしい。移転にあたっては大量の人足と馬が各村々に割当られている。

- ②鶴舞の殿様になった井上河内守正直は、明治元年12月16日兵隊組隊長吉野三右衛門らを先発隊として長南宿浄徳寺の安房上総知事柴山文平と支配地の引継ぎをさせ、殿様の正直は翌明治2年2月1日に入国し長南古沢の今関勘四郎家を仮住まいとしました。正直は長南に藩庁を建設しようとして調査しましたが700人以上の家臣の家屋まで建設する場所が見当たらず、結局台地である市原郡石川村桐木原を選んで工事にかかりました。工事完成までの藩士およびその家族は長南宿や近隣の村々の寺院、民家に分宿していました。「御領主井上様御家中仮住居控」によれば12人という大家族の藩士もあり、棚毛村だけでも30世帯が分宿仮住まいとありますので他の村々も同じ状態であったと思われる。

領分は埴生郡全村48か村、長柄郡のうち42か村、市原郡内108か村、山辺郡のうち8か村の計206か村で石高は62,141石で(他に播州の2郡で6,810石)総戸数13,400戸、人員63,900人でした。(中略)

藩庁をはじめは三途台長福寿寺に置きましたが、間もなく知事役所のあった浄徳寺に移しました。同2年6月には版籍奉還が行なわれ、藩主はそのまま知藩事に任命されました。したがって明治4年7月の廃藩置県までの行政組織は藩の支配地と新政府の任命した権知事が支配する2系統となっていました。桐木原に建設中であった藩庁ならびに藩士の家が完成したので、明治3年4月、村々へ人馬を割当てて移転を手伝わせました。これを機に桐木原を鶴舞と改めました。状況を今関家の日記に「4月21日巳中刻、大手天朝門へ御到着遊ばされた」とあります。(中略)

明治4年7月、廃藩置県が行なわれ鶴舞藩は鶴舞県となりました。この時の布告は次のようでした。「明治4年7月、鶴舞県、藩を廃し県を置かれ候事。太政官」。廃藩置県の結果、安房、上総地方はこれまでの宮谷県の1県と藩から県になった15県のあわせて16県が成立しました。各藩の知藩事は東京に集められ、大名の支配はまったく終わりました。

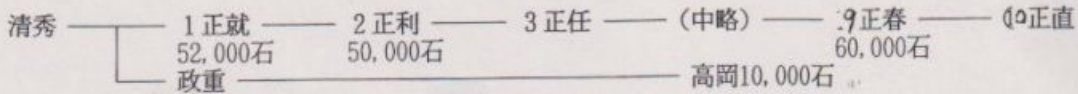
- ③井上河内守正直。浜松60,000石。譜代、城(浜松市元城町)。家紋=黒餅に八鷹羽。伺候席=雁間、従五位下。参暇=参6月子、暇6月丑。所領=遠江、上野、播磨、下総国。菩提寺=丸山浄心寺。実高=69,625石。士卒戸数人口=士219戸、卒557戸、全人口63,858人(士卒含む)。同族の大名=下妻、高岡の2家。時献上=正月3日盃台松竹梅、2月枝梅、暑中くず粉、11月白輪柑子

- ③浜松藩。浜松城。堀尾家、松平桜井家、水野家、高力家、松平大給家、太田家、青山家、松平本庄家、松平大河内家、松平本庄家、井上家、水野家、井上家。井上家=宝暦8-12~文化14-9、弘化2-11~明治元-9、譜代。正経(摂津はかから)、正定、正甫(棚倉へ)、正春(館林から)、正直(鶴舞へ)。浜松藩は江戸時代に遠江国敷知郡浜松地方を領有した譜代の中藩である。(中略)宝永8年新たに井上正経は京都所司代より60,000石で入封、(中略)3代60年間在城し定着した。文化14年井上正甫は陸奥国棚倉に転封した。(中略)(弘化2年水野家に)代わって井上河内守正春が上野国館林から入封、井上家は再封となった。(中略)明治元年9月藩主正直は旧沼津、田中、小島、相良、横須賀、掛川、浜松の7藩をあわせた府中藩の成立にともない上総国鶴舞に移封、浜松藩は府中藩をへて静岡県に編入された。

- ④鶴舞藩。鶴舞陣屋(市原市鶴舞)。井上家=明治元-9~4-7、譜代。正直(浜松から、廃藩置県)鶴舞藩は慶応4年9月徳川家達の駿府移封にともなう府中藩の成立により浜松60,000石井上正直の領地のうち3か国分が地上となり、替わりに上総国市原郡、埴生郡、長柄郡、山辺郡が与えられ、旧領播磨国2郡とあわせて69,000石余を領有し成立する。また、この転封にともない新政府は明治元年12月、新領地に居城がないことにともなう失費を理由に現米1,200石と金18,000両を3年間支給することを決める。正直は明治2年1月浜松城を出発し2月に新領地の埴生郡矢貫村に着き、同村内浄徳寺を仮藩邸と定め、同年3月(中略)藩庁建設に着手する。翌3年4月、藩庁、藩校、知事邸、藩士の住宅などの新築がなり移住がはじまる。また自然の地形をもとにこの地を鶴舞と名付けて元町、南本町、北本町、緑町などの町割りも行なわれる。

- ⑤明治元年(慶応4年)。井上河内守正直。本国三河、溜間詰、従四位侍従。御内室板倉主計頭勝股娘。吉祥院、端龍院。60,000石、居城浜松
万世武鑑明治2年。井上河内守、源姓、安倍、本国三河、譜代、従四位侍従。子寅辰午申戌6月参府、献上太刀、金馬代、巻物5、拝領チリメン5巻。上屋敷浜町、中屋敷六間堀、下屋敷青山おんでん。御嫡——。62,000石余、総州■■■、江戸より——

井 上



大名井上河内守家(寛政譜4-286、三百藩主事典2-262、197)

明治元-9~明治4-7 ⑩井上正直 鶴舞60,000石。井上正春長男。従五位下、従四位下、侍従、英之助、河内守。奏者番、寺社奉行、老中2、外国御用取扱、藩知事、華族。明治37-3、68才

井上河内守家所領(市原郡)

明治元-9~明治4-7 石川村(南総地区)など市原郡108か村28,184石(途中移動あり。村名後出)

清和源氏。明治維新の戦いさ中の明治元年9月、徳川家達の静岡府中70万石移封にともない、浜松藩井上正直が玉突きで市原の鶴舞60,000石に転封となった。井上家は宗家正就の直系で、歴代当主が横須賀、笠間、郡上、亀山、下館、笠間、常磐平、浜松、そして館林、浜松と国替えを繰返して12か所目の鶴舞が最後の封地となった。譜代大名で代々幕閣の要職をつとめた家柄。正直も幕末混乱期に老中を2度、板倉勝静首席時代は次席老中にすすんで国政の中枢に位置した。明治維新の戦いがはじまると天皇に恭順、新政府軍を支援してことなきをえた。

新政府から市原転封を命じられた正直は、翌2年1月駿河を出発、途中東京に立寄って天皇に拝謁、国入りは2月になった。新領地は旧旗本領の集まりで60,000石城主に相応しい城地はない。長南今関家を仮庁舎として石川村桐木原の原野を開いて陣屋建築をはじめた。しかし工事期間中の明治2年7月、諸藩主は版籍の奉還を願って藩知事に就任、時代は大きく変わろうとしていた。廃藩置県まであと1年、3年4月一応の完成を待って入城するが名称も鶴舞藩庁と変わる。藩庁の回りには藩校、藩士住居、城下町としての町割を行なうが、鶴舞城は完成することなく明治4年7月廃藩置県を迎えた。

長南時代を含めわずか3年、鶴舞藩の施政は儉約を旨とし、風紀を正し、教育を進めるにあった。勸農と産業の育成、貧民救済などの民政に力をそそいだが実を結ばないままに終わる。城は本丸、2の丸、3の丸と外曲輪、武家地の曲輪など、水濠と空堀をめぐらせ藩庁舎と藩主住居を兼ねた本丸御殿などが造営された模様だが解明されていない。明治6年1月新政府が廃城を決め、一部は取壊し払下げされたが主要建物は鶴舞小学校として明治43年まで使用された。跡地の鶴舞小学校、鶴舞保育園には「鶴舞城本丸跡」「鶴舞藩庁跡」の記念碑と史蹟高札がたち、鶴舞公民館に「藩校克明館跡」碑などがおかれているほか、水濠、土塁、空堀の多くが現存し、今関家仮藩庁時代の公家門などが保存されている。

鶴舞藩は表高60,000石であったが実高は69,033石にものぼったという。市原領は途中変遷があるものの石川村など108か村28,000石あまりで市原のおよそ半分。鶴舞県、木更津県をへて千葉県となり、廃藩置県で東京在勤を命じられた正直は華族に列せられ明治17年隠居、次の正英が子爵となった。

江戸屋敷は中央区蠣殻町の高速浜町ランプ出口近く。かつて隅田川入堀に接した大名屋敷街だがビルやマンションが林立して当時の面影はない。藩祖正就と祖先の墓は雑司が谷の本納寺と池上の本門寺、正直と井上家合祀碑が駒込染井霊園に佇んでいる。

参考資料

所領変遷/寛政譜、江戸大名家事典

元和元-1	正就	10,000石	加増	延享4-3	正経	60,000石	磐城平城
" 8年	"	52,500石	横須賀城	宝暦6-5	"	60,000石	大阪城代
正保2-6	正利	50,000石	笠間城	" 8-10	"	60,000石	浜松城
元禄6-9	正任	50,000石	郡上城	文化14-9	正甫	60,000石	棚倉城
" 10-6	正峯	47,000石	亀山城	天保7-3	正春	60,000石	館林城
" 15-9	"	50,000石	下館城	弘化2-11	"	60,000石	浜松城(再)
" 15-9	"	50,000石	笠間城	明治元-9	正直	60,000石	鶴舞城

鶴舞藩、浜松藩井上家/①市原市史、②わがふるさと長南、③江戸大名家事典、④藩史大辞典、⑤大武鑑
 ①(明治元年9月)家達の駿府入府にともない駿府、遠江2国の7大名は外に国替えを命ぜられたが、房総地方には旧幕領がおよそ40万石以上もあったからこれらの諸侯はすべて房総地方に移封された。このうち沼津藩は菊間へ、浜松藩は鶴舞へ移封した。(中略)

河内守正直は明治元年12月15日、領地替えの費用として現米1,200石、金18,000両宛て3か年間下賜するとの行政官の通達を受け、翌2年1月27日浜松城を出発し、2月2日東京着、10日閩井戸泊まり、11日長南到着、この日今関氏は社寺役人鈴木半之丞の手引で千田村境まで出迎えに出ている。13日には河

市原の古文書研究*第1集

今関勘四郎「鶴舞井上落仮本堂御用留」

発行 平成15年1月1日

古文書学習会鶴舞御用留チーム

*

講師 秋葉 平先生

板倉 満

池田 スミ江

池田 智子

上田 洋子

事務局 山岸弘明

〃 高澤恒子

非売品 / 図書館寄贈ほか限定配付

解説部分は市原市文化財研究会会誌「上総市原*第14号」に掲載しました。

本書は詳細記録のため編集しました。発行僅数のため配付先は地元図書館蔵書などに限らせていただきました。

また、公刊の計画はありません。

DVD BY 塚原 茂